

犬山市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月
(令和 8 年 3 月一部改訂)

犬山市経営部経営改善課

| | | |
|-----|---------------------------------|----|
| 第1章 | はじめに..... | 1 |
| 1. | 犬山市公共施設等総合管理計画の策定にあたって..... | 1 |
| 2. | 用語の定義..... | 2 |
| 3. | 計画期間..... | 2 |
| 4. | 計画の位置付け..... | 2 |
| 第2章 | 公共施設等の現状及び将来の見通し..... | 3 |
| 1. | 人口と財務の状況..... | 3 |
| 2. | 公共施設等の現状と課題..... | 7 |
| 第3章 | 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 | 15 |
| 1. | マネジメントの基本となる考え方..... | 15 |
| 2. | 「品質」「供給」「財務」に対する考え方..... | 15 |
| 3. | マネジメントの理念..... | 16 |
| 4. | マネジメント戦略..... | 17 |
| 5. | 入口戦略の内容..... | 17 |
| 6. | 出口戦略の内容とマネジメントの基本的な方針..... | 18 |
| 7. | フォローアップの方針..... | 34 |
| 第4章 | 参考資料..... | 35 |
| 1. | 公共建築物リスト..... | 35 |
| 2. | 施設別管理水準一覧..... | 38 |
| 3. | 施設保有量及び有形固定資産減価償却率の推移..... | 41 |
| 4. | 施設に係る経費の推移..... | 41 |
| 5. | 長寿命化対策等を反映した場合の見込み及び対策の効果額..... | 41 |
| 6. | これまでの主な取り組み..... | 42 |
| 7. | 公共施設等総合管理計画用チェックリスト..... | 46 |

第1章 はじめに

1. 犬山市公共施設等総合管理計画の策定にあたって

我が国では、1960年代の高度経済成長期において、急激な人口増加や社会環境の変化が起きました。こうした時代の流れや市民ニーズの多様化などに応える形で、全国の自治体が教育文化施設やコミュニティ施設などの建設と共に、道路や下水道等の多くの公共施設の整備を積極的に進めてきました。

この時期に整備された公共建築物は建設後すでに相当の年数が経過しており、建替えの一つの目安とされる築後 30 年を経過した施設も多く存在し、大規模な改修・修繕が必要となる時期が到来しつつあります。また、時代の変化とともに、人々の生活スタイルも様変わりし、一部の施設では建設当時の想定や目的とは異なった利用がされているものも見受けられるようになってきました。

また、平成 24 年 12 月の中央自動車道笹子トンネルにおける天井板落下事故等を契機に土木インフラの老朽化にも関心が高まっています。

このような状況を受け、国は本格的かつ持続可能な公共施設等のマネジメントに取り組むべく、平成 25 年 11 月 29 日付けで国土交通省から「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）が示され、また、それに伴う自治体の行動計画として、平成 26 年 4 月 22 日には総務省から「公共施設等総合管理計画の策定要請」が各都道府県知事と各指定都市市長に通達されています。本市においても、市民の財産である公共施設等を有効活用するとともに、今後の財政状況や社会状況を見据えた行政サービスの拠点として早急な再構築が求められています。

こうした社会経済情勢の背景や課題を整理した上で、本市が市民の皆様と共に持続可能な自治体運営を続けていくため、平成 26 年度に「公共建築物」を対象とした公共施設マネジメントに関する基本方針を「犬山市公共施設マネジメント基本計画（以下「基本計画」という）」としてまとめました。

この基本計画に、平成 27 年度にとりまとめを行った道路や橋梁等の「土木インフラ」を対象としたマネジメントの基本方針である「犬山市公共土木施設マネジメント基本方針」の内容を加え、すべての施設を対象とした「犬山市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という）」を策定し、次世代に向けて安全で安心な公共施設等をマネジメントしていくための基本方針を共有することとします。

本総合管理計画の策定により、本市が保有する公共施設等の実態を把握するとともに、犬山市全体として調和のとれた持続可能なまちづくりに必要な公共施設等と、その役割を再確認することが可能になります。

1. 用語の定義

本総合管理計画では、用語の範囲を明確にするため、様々な使い方がされている次の用語を定義します。

(1) 公共施設等

本総合管理計画における「**公共施設等**」とは、庁舎、学校、公民館などの「**公共建築物**」の他、道路や橋梁などの「**インフラ施設**」を含んだすべての施設を包括した概念として定義します。(図 1-1)。

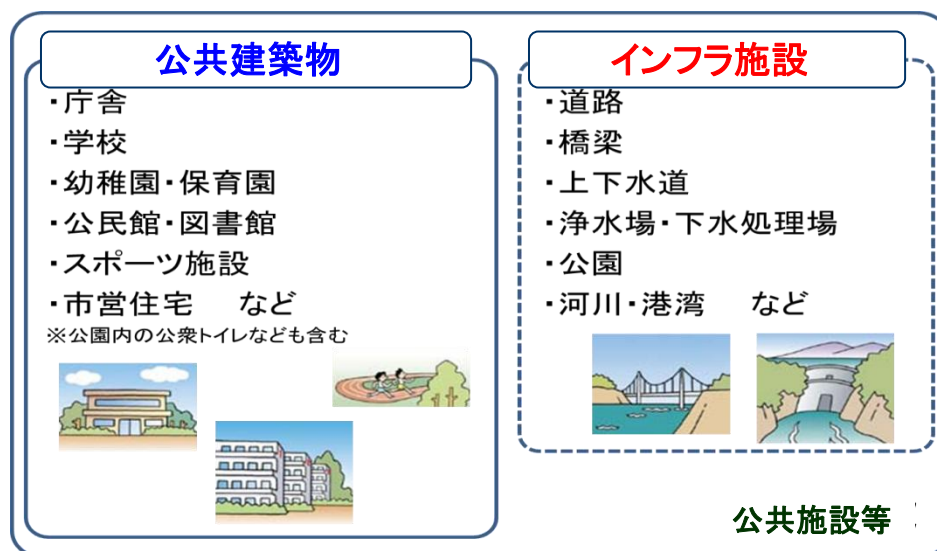


図 1-1 「公共施設等」の範囲

(2) マネジメント

本総合管理計画では、施設の改修や更新(建て替え等)だけでなく、行政サービスや財政的な視点から中長期的な管理・運用手法の基本方針を検討するため、施設全体の円滑かつ持続的な維持・管理・運用を実現する一連の行動を「マネジメント」と定義します。

2. 計画期間

本総合管理計画の計画期間は、平成 26 年度に策定した公共施設マネジメント基本計画を基点として、平成 27 年度から令和 11 年度までの 15 年間とします。

3. 計画の位置付け

本総合管理計画は、平成 23 年 3 月に策定し平成 29 年 3 月に中間見直しを行った『第 5 次犬山市総合計画』(計画期間:平成 23 年度～令和 4 年度)、平成 28 年 3 月に策定した『(いいね！いぬやま総合戦略』(計画期間:平成 27 年度～令和元年度)を基本とし、財務負担の削減と次世代に向けて安全で安心な社会基盤の提供を目指す今後の「公共施設等」のマネジメント指針として位置付けます。

第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し

1. 人口と財務の状況

(1) 将来人口予測から見た公共施設等のマネジメントについて

「いいね！いぬやま総合戦略」の人口ビジョン(図 2-1)では、人口は本市においても減少に転じているとしています。将来の人口を推計すると(基本推計値※)、43年後の2060年(令和42年)に人口は約51,000人になると予測しています。これは、現在から約24,000人減少することになり、改善が必要なため、本市は基本推計値に対し約10,000人増加の61,000人を目指し取り組んでいくとしています。また、2060年(令和42年)の61,000人の人口ビジョン達成時点の年齢3区分別人口(図 2-2)を見ると、基本推計値に対し、年少人口比率では4.8%増、生産年齢人口比率では0.6%増、老年人口比率では5.4%減としています。

(※:国勢調査値による国立社会保障人口問題研究所の推計を基に、移動率について、より直近の値に置き換えて求めた推計値。)

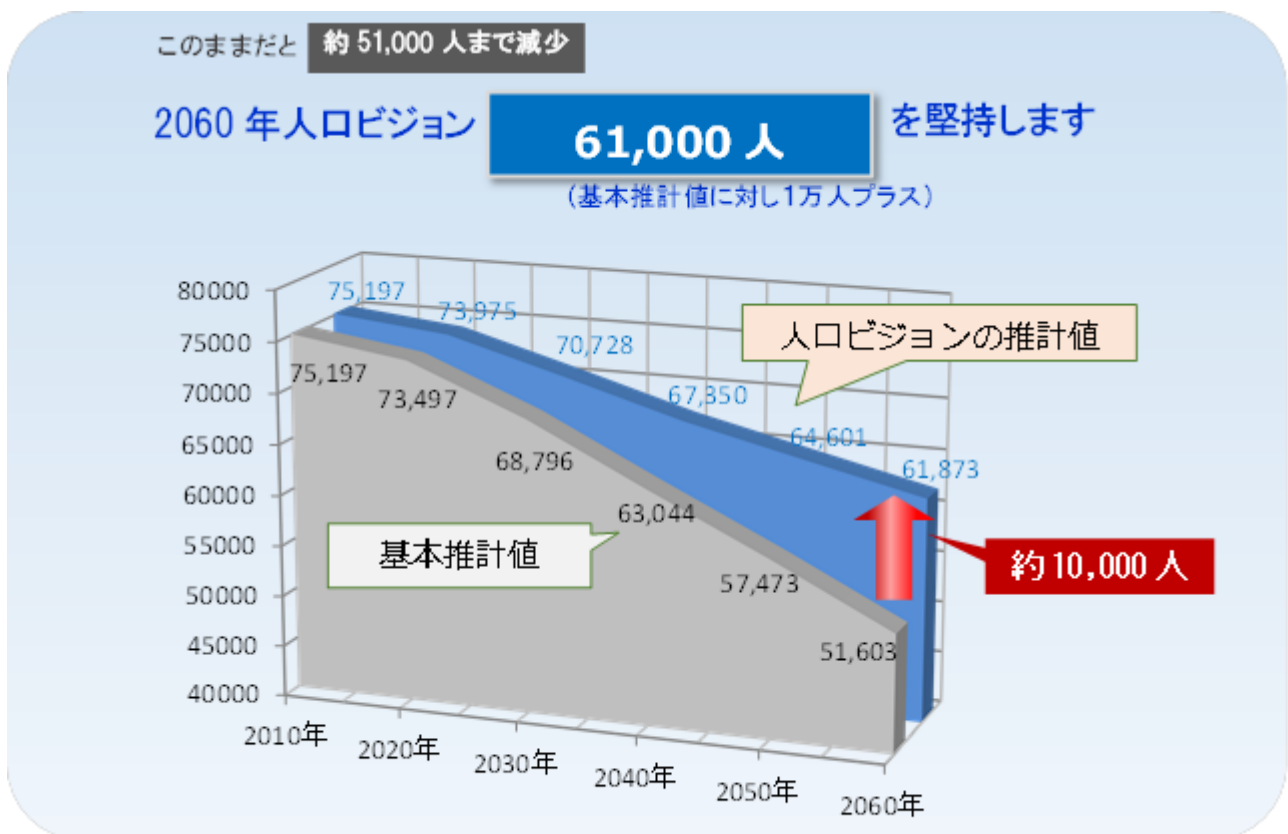


図 2-1 本市の人口ビジョン(将来人口の目標)
(平成 28 年 3 月「いいね！いぬやま総合戦略」より)

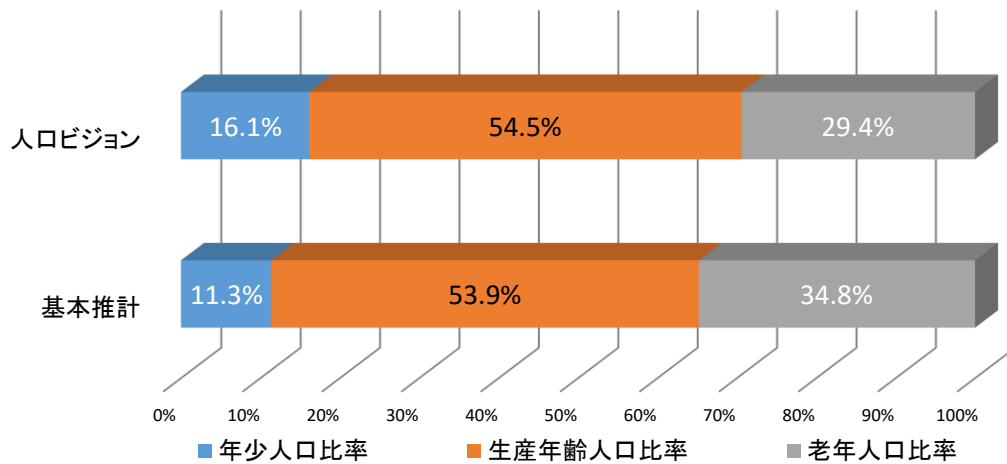


図 2-2 2060 年(令和 42 年)の年齢 3 区分別人口
(平成 28 年 3 月「いいね！いぬやま総合戦略」より)

将来人口の推計結果から、公共建築物を対象としたマネジメントについて考察すると、現在保有する全ての施設を更新していくと仮定した場合には、将来的には人口減少により施設の余剰空間が増加すると考えられるため、施設と機能を分けて考えた上で施設の総量を圧縮させ、将来コストを削減するという大きな方向性を見出すことができます。

一方、インフラ施設を対象としたマネジメントにおいては、施設の存在自体が機能であり、またその性質上、ネットワークが重要なものもあることから、人口の減少に合わせて、削減できる施設や多機能化により集約できる施設が限られており、総量を圧縮するという公共建築物のマネジメント手法をそのまま適用することは適切ではありません。

また、全国的にはこの 50 年間に市街地(DID:人口集中地区)の人口は約 2 倍、対して面積は約 3 倍になったことで、人口密度は約 2/3 に減少したと言われています。今後も人口が減少すれば、更に行政サービスの効率低下が懸念されるため、市街地面積を減らし守ることができる範囲を小さく設定する「コンパクトシティ」という考え方も、一般的には議論されています。ただし、市街地のコンパクト化は、市民の生活に直接影響を及ぼすことから、現時点では現実的に対応していくことは難しいと考えられます。むしろ施設の優先度評価やネットワークの精査に従って管理し続けた結果として、コンパクト化されるということの方が現実的とも言えます。

いずれにしても、今後の人口減少時代に、今のままのかたちで全ての施設を維持することは、結果的に全てが中途半端になり、課題を持ったままの状態ですべて社会インフラを提供することとなる可能性が高まります。

インフラ施設マネジメントについては、特効薬はありませんが、効果の大小に関わらず、出来ることから早期に取り組み、課題をひとつずつ解決していくことが重要であると考えます。

(2) 財務から見た公共施設等のマネジメントについて

総務省が示した公会計基準の一つである基準モデルによる財務諸表の作成時に基礎データとして利用される「固定資産台帳」から算出した「資産の更新必要額」を図 2-3 に示します。この分析では、平成 27 年度から 65 年間に 5 年刻みの時間軸で、台帳上その 5 年間に資産の償却年数が満了し、簿価(財務会計で用いる帳簿上の価額＝金額)がゼロになった資産について「当初幾らで購入したか」という取得価額を全て集計しています。

例えば、平成 27～令和元年度の 5 年間に約 36 億円の資産が帳簿上ゼロになったことを示しています。この 5 年間だけでも平均で約 7 億円強の資産が会計上の償却年限を終えることとなります。もちろん台帳上の価額がゼロになったという事であり、それは公共資産の物理的な寿命が尽きたという事を示すものではありません。しかし、相応の減価償却期間をもって償却を続けた結果、帳簿価額がゼロになったことを示していることから、それらの資産については相当程度の老朽化が進んでいると捉えることができます。

なお、更新に掛かる費用の規模は、道路・橋梁などのインフラ施設(約 518 億)が大きな比重を占めています。すなわち、公共建築物(約 263 億)だけではなく、道路・橋梁などのインフラ施設を含む資産全体の更新必要額が、中長期の自治体財政に対する制約条件として重くのしかかってくることを示しています。令和 27～31 年度の 5 年間には約 150 億円のインフラ施設が償却年限を迎えると考えられます。従って、公共建築物を対象としたマネジメントとしては、さらなる負担削減も考えなければならないともいえます。

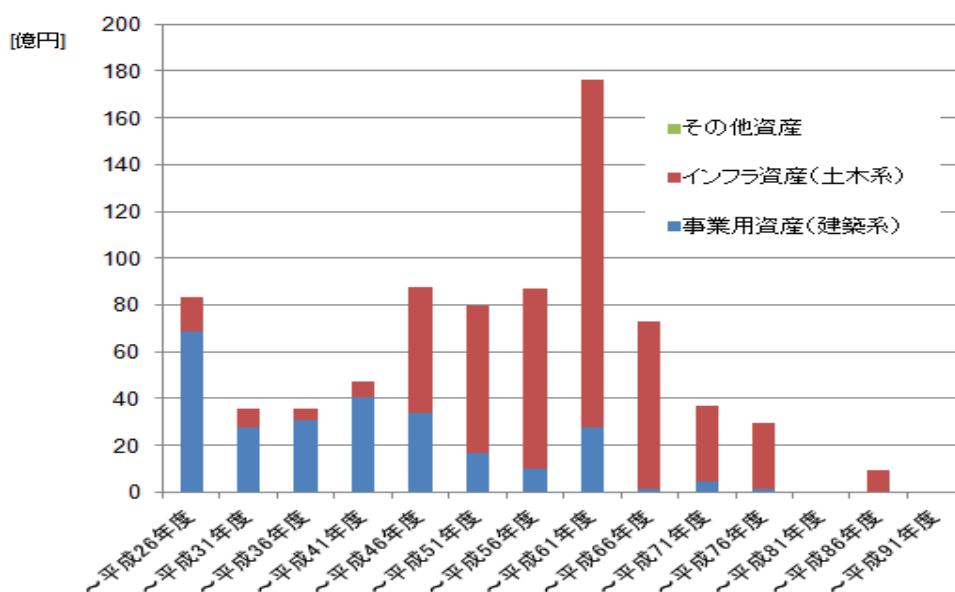


図 2-3 「固定資産台帳」から算出した資産の更新必要額

(平成 27 年 3 月「犬山市公共施設マネジメント基本計画」より)

以上の結果を踏まえると、今後は高度経済成長期の様な右肩上がりの経済成長は想定で

きないため、本市では、公共施設等の全てを適宜更新することは不可能な状況にあり、公共施設等マネジメントを積極的に推進し、改修・更新費用を削減する必要があるといえます。

(3) 財政上の問題（行政サービスの方程式）

バブル経済崩壊後の 1990 年代以後、我が国の経済は成長型から成熟型へ確実に変化しました。この変化によって、『限られた財源』を前提とした行政サービスの配分が厳しく問われることになりました。そこで、今後の財源配分における、庁内、議会、そして市民の間での政策選択、合意形成への論点を『行政サービスの方程式』として表したものを図 2-4 に示します。

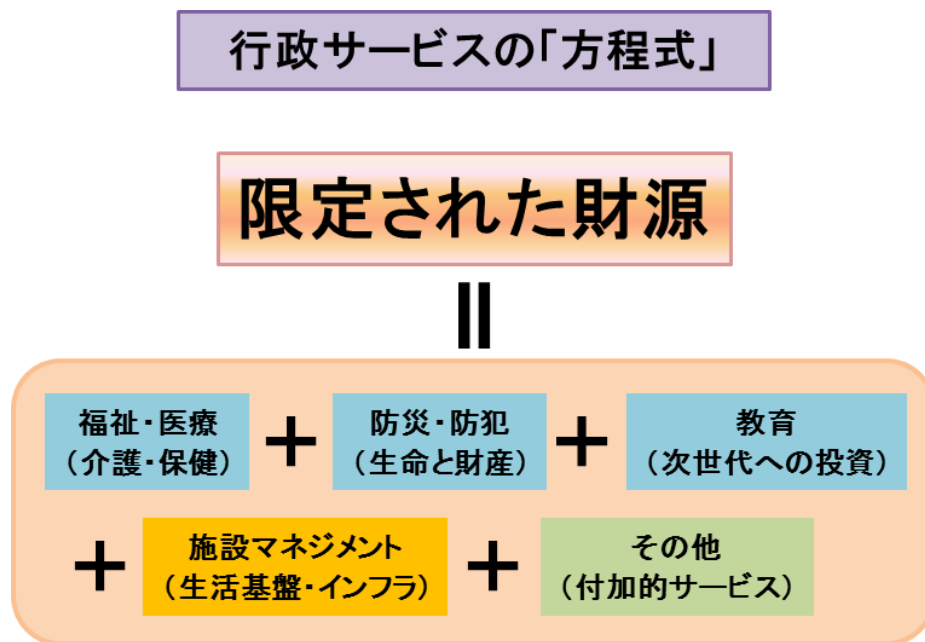


図 2-4 行政サービスの方程式

これまでは、縦割りの部局ごとの組織・予算に裏付けられた行政サービスが個別に提供されてきました。その結果、行政サービス全体のあり方に関する議論が、見えにくく十分に行われてこなかった側面があります。しかしながら、今後は厳しい財政状況の中で、限定された財源をどのサービスに振り分けるのかという全体像を市民、議員、職員に示し、議論する必要が高くなってきました。

「施設マネジメント」は、限定された財源に対する裁量の幅が最も大きいことから、この「行政サービスの方程式」では、「施設マネジメント」を着実に進めなければ、福祉・医療・防災・防犯、教育などへの財源確保も不安定となることが分かります。その結果、基本的な行政サービスが十分に提供できなくなる恐れや、国民健康保険料、介護保険料、上下水道料などの住民負担が大きくなる可能性も示しています。

したがって、この方程式が示す課題をしっかりと共有し、今後の方向性を真剣に考えていか

なければなりません。

2. 公共施設等の現状と課題

(1) 「公共建築物」の現状と課題

I. 「公共建築物」の現状

本市が保有する公共建築物は、全 117 施設、総施設量(延床面積)約 17.8 万 m²です。これらの公共施設を総務省のサイトで公開している「公共施設状況調経年比較表」の分類に合わせて、「庁舎」「消防等」「小学校」「中学校」「公営住宅」「公園」「福利厚生他」「普通財産」の 8 つに分類し、各分類の施設量(延床面積)を集計しました。

その結果、表 2-1 や図 2-5 で示すように、施設数で見ると「福利厚生他」施設が多く、また施設量(延床面積)で見ると「福利厚生他」施設に加え「小・中学校」が多いことが分かります。

表 2-1 公共建築物の分類

(平成 27 年 3 月「犬山市公共施設マネジメント基本計画」より)

| 分類 | 公共建築物例 | 施設数 | 施設量 (延床面積) (m ²) |
|-------|----------------|-----|------------------------------------|
| 庁舎 | 本庁舎、出張所 | 5 | 10,724 |
| 消防等 | 消防署、防災倉庫 | 8 | 2,956 |
| 小学校 | 小学校 | 10 | 56,098 |
| 中学校 | 中学校 | 4 | 32,835 |
| 公営住宅 | 市営住宅(団地数) | 9 | 2,375 |
| 公園 | 公園内施設 | 1 | 312 |
| 福利厚生他 | 文化センター、図書館、公民館 | 80 | 73,224 |
| 普通財産 | 未利用施設など | 0 | 0 |
| 総計 | | 117 | 178,245 |

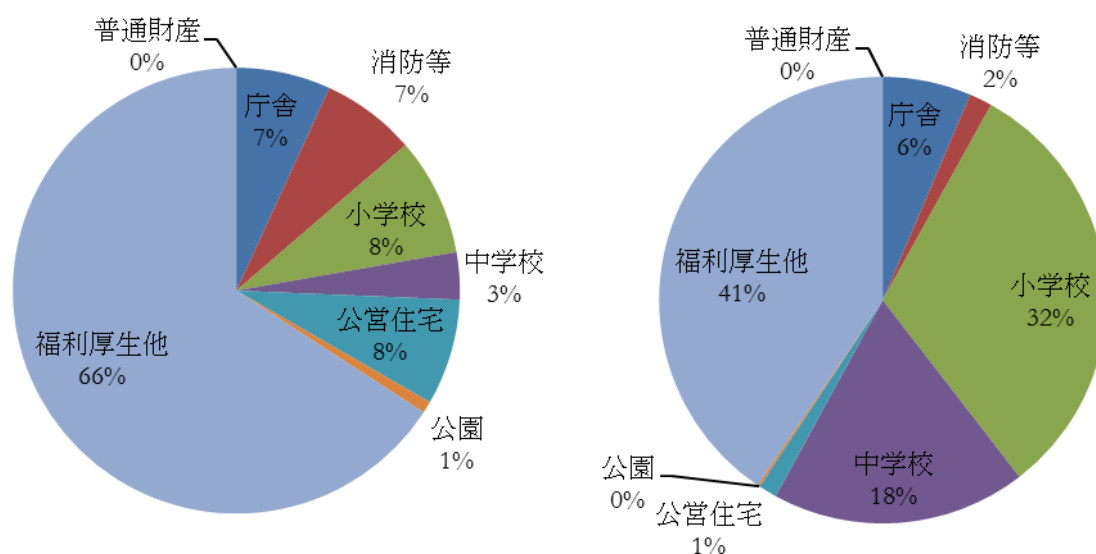


図 2-5 用途別に見た施設の割合(左:施設数、右:施設量(延床面積))

(平成 27 年 3 月「犬山市公共施設マネジメント基本計画」より)

また、図 2-6 に本市が保有する公共建築物の建設年別に施設量(延床面積)を積み上げたものを示します。近年建設された施設の施設量(延床面積)は全体的に抑えられている傾向が見られるものの、一方で新耐震(現在求められる耐震性能をほぼ満たしている基準)ではない、1981 年以前に建設された旧耐震の公共建築物が 7 割程度を占めています。特に本市の特徴として、1960 年～1964 年に建設された小学校・中学校が全体に占める割合が高いことが挙げられます。

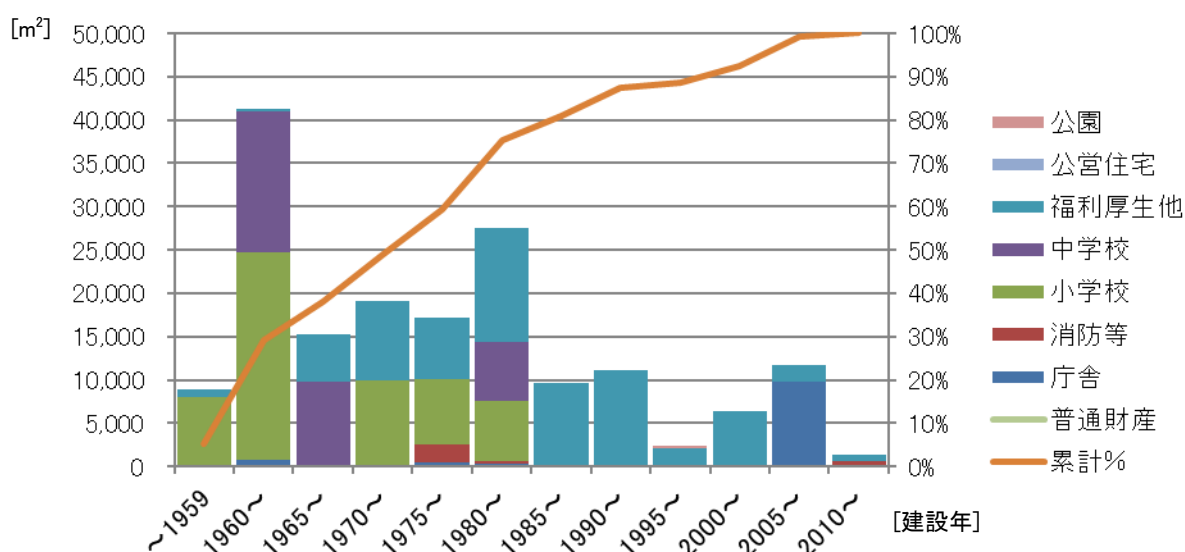


図 2-6 公共建築物の建設年用途の関係

(平成 27 年 3 月「犬山市公共施設マネジメント基本計画」より)

一般的に公共建築物は建築後 30 年を経過すると大規模改修などが必要となる場合が多く、今後更新を始め多くのマネジメント費用が必要になることが明らかです。

その他本市の特徴としては、里山が広がる東部地域には公共建築物が少なく、主に西部地域を南北に通る県道 27 号線(主要地方道 春日井各務原線)の周囲に多い傾向が見られます。その中でも本市の北西部に位置する名鉄犬山駅を中心としたエリアに集中している傾向が見られますが、公共建築物ばかりでなく、国宝犬山城を始め観光資源が多いエリアでもあります。

総務省が取りまとめた「公共施設現況調(平成 23 年 10 月)」を用いて全国 1,742 の市町村(特別区含む)が保有する全公共施設の施設量(延床面積)と総人口の関係を示したのが図 2-7です。その結果、施設量(延床面積)と総人口はほぼ比例関係にあり、全国的に見ると 1 人あたりの公共施設の施設量(延床面積)は約 3.2m²です。

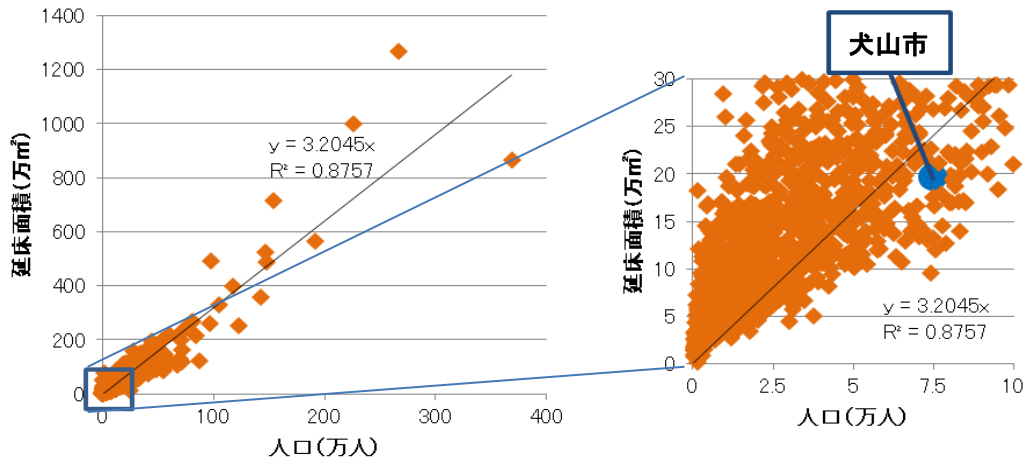


図 2-7 自治体別の施設量(延床面積)と総人口の関係(左:全国、右:一部拡大)
(平成 27 年 3 月「犬山市公共施設マネジメント基本計画」より)

同様に本市の施設量(延床面積)を算出したところ、図 2-8 が示すように約 2.6m²と全国的に見て少ない傾向が見られます。特に本市と他自治体を施設用途別に比較すると、公営住宅(市営住宅)が圧倒的に少ないことが分かります。また、消防施設も比較的少ない状況にあります。一方で小学校および中学校、本庁舎、福利厚生施設などについては、全国標準や愛知県内の自治体を上回っています。

つまり本市は、他自治体よりも圧倒的に少ない公営住宅や消防施設などを除くと、全体的に人数あたりの施設量(延床面積)が多い傾向にあると考えられます。

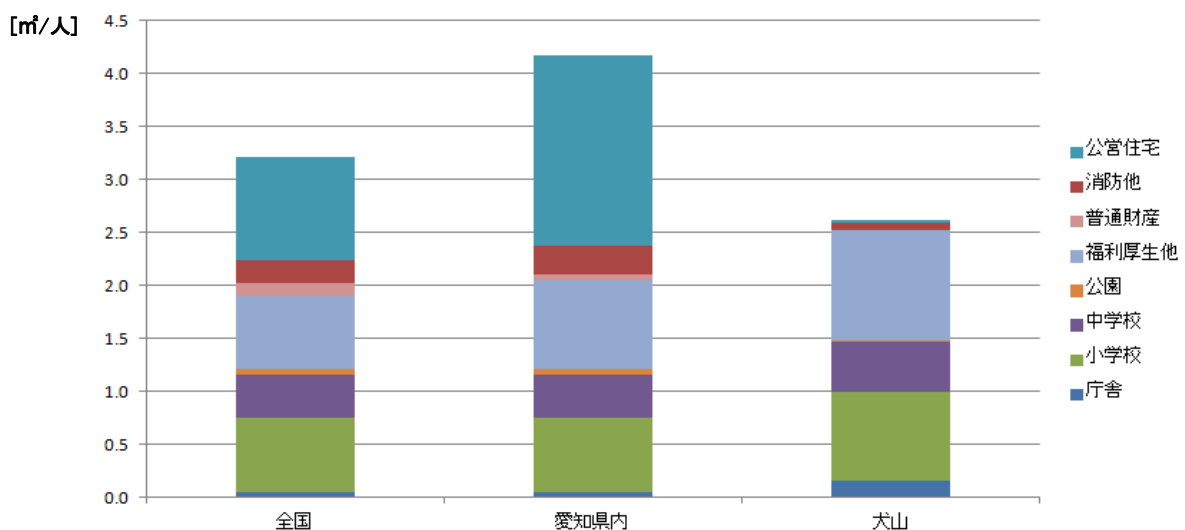


図 2-8 自治体別の施設量(延床面積)と総人口の関係(左:全国、右:一部拡大)
(平成 27 年 3 月「犬山市公共施設マネジメント基本計画」より)

また、本市の施設量(延床面積)自体は、全国平均より低い傾向が見られますが、県内の同規模の 13 自治体と施設数を比較した場合、平成 25 年度に実施した保有量調査(図 2-9)からは次のような特徴が見られました。

- ①〈社会福祉施設〉の人口 1 人あたりに占める施設数が多い傾向がある。
- ②〈社会福祉施設〉のうち、福祉施設、保健施設、子育て支援施設、高齢者施設の施設数が多い傾向がある。
- ③ その他では、出張所、小学校、生涯学習施設の施設数が多い傾向がある。

同規模の県内自治体に比べて施設数が多いものについては、効率的な運用を目指し統廃合などの集約化によるマネジメントが有効であると考えられます。

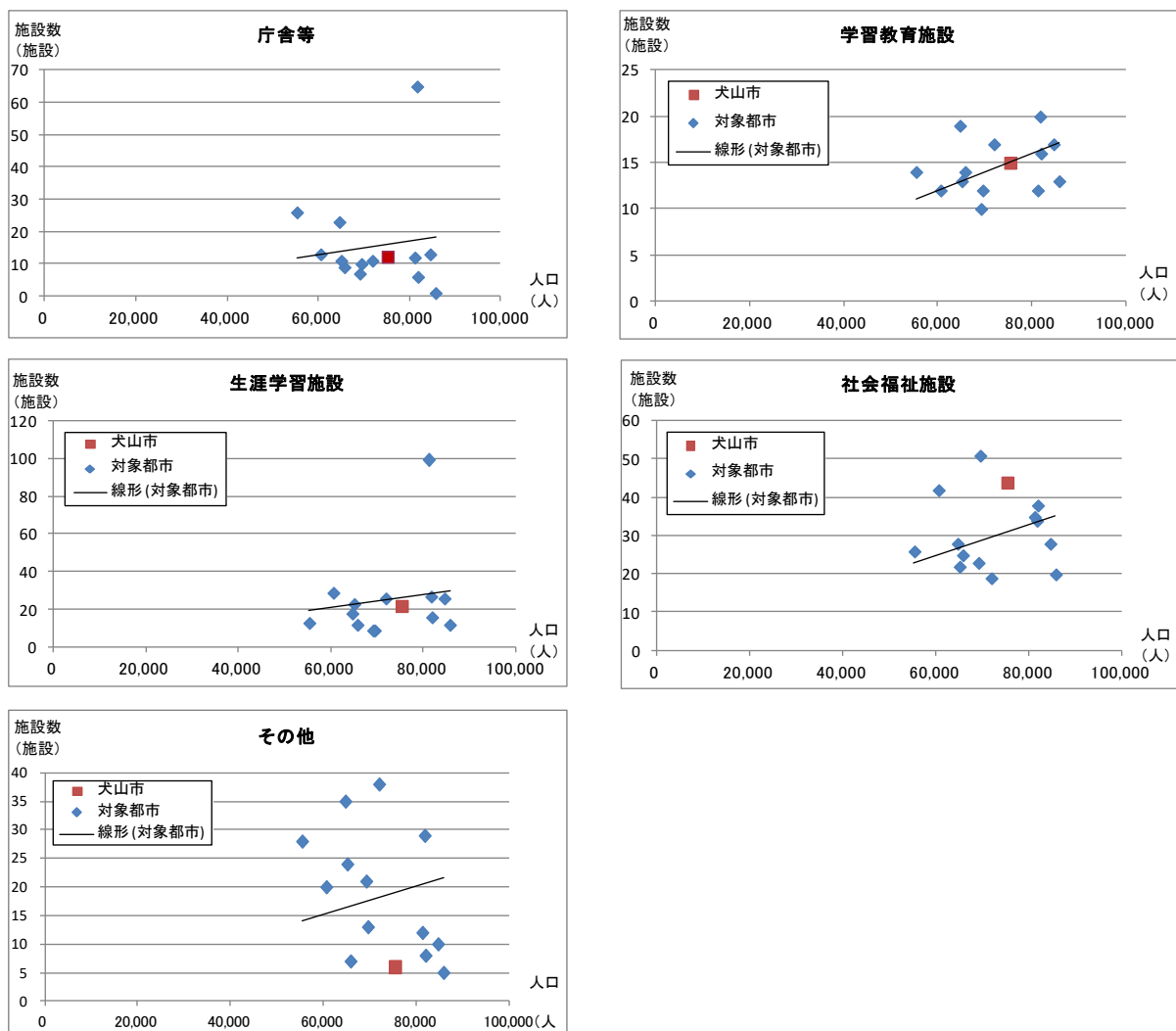


図 2-9 用途別に見た施設数(平成 25 年度調査)
(平成 27 年 3 月「犬山市公共施設マネジメント基本計画」より)

Ⅱ.「公共建築物」の課題

全国の自治体が抱える公共建築物の老朽化による更新問題の本質は、財源の問題ですが、同時に社会構造や社会情勢の変化により、公共建築物に対する需要と供給の関係にも変化が生じてきていることも解決すべき課題といえます。

本市の公共建築物のひとつである「勤労青少年ホーム」を例にとると、供用当初の目的としては、働く若者である勤労青少年の余暇を楽しく健康に過ごすために、教養講座、グループ活動、生活相談等の場を提供することでした。また、当初は開館時間が午後からで、利用は夜間が中心でした。しかしながら、現在の施設利用者は勤労青少年に限定されてはならず、主な利用としてはスポーツのほか高齢者を中心としたパソコン教室となっており、利用者や利用形態に変化が見られます。また、平成26年度にとりまとめた公共施設マネジメント基本計画における施設別簡易評価（「管理者視点」および「利用者視点」からなる2視点6評価12項目により今後の施設のあり方について「用途廃止」「更新検討」「利用検討」「維持保全」に分類）においても低い評価となっており、客観的なデータからも施設自体の老朽化や市民ニーズとのズレが存在する状況といえます。

このように施設別簡易評価において、「用途廃止」「更新検討」「利用検討」と評価された公共施設を地域毎の偏在等も考慮しながら、市域全体でマネジメントを検討し、全体的な最適化を目指す必要があります。

現状の分析から明確となった本市の公共建築物における課題は、主に以下の4点に整理できます。

公共建築物の課題

- 課題 1 建築後 30 年以上経過し老朽化した施設量が 7 割存在（施設数では 6 割）
- 課題 2 全ての公共施設を保持した場合に必要な改修や更新に必要な財源の不足
- 課題 3 公共施設のあり方と市民の求めるニーズとの関係に変化
- 課題 4 コミュニティ形成に不可欠な公共施設の地域バランスに偏在

(2) 「インフラ施設」の現状と課題

I. 「インフラ施設」の現状

本市が管理するインフラ施設は、次のとおりです。

表 2-2 対象施設一覧

(平成 28 年 3 月「犬山市公共土木施設マネジメント基本方針」より)

(平成27年3月末日現在)

| 施設種別 | | 管理施設量 | 単位 | 備考 | |
|----------|----------------------|-------------------|---------|-------------|----------------|
| 道 路 | 車道延長 | 幹線・重要路線(1・2級幹線市道) | 83.3 | km | |
| | | 生活道路(その他の市道) | 586.7 | km | |
| | 橋梁(2m以上) | | 317 | 橋 | 管理組合管理のライン大橋含む |
| | 横断歩道橋 | | 1 | 橋 | (天神) |
| | トンネル | | 1 | 本 | (城下) |
| | のり面・擁壁等 | | 77 | 箇所 | H8道路防災点検より |
| | 交通安全施設 | 道路照明灯 | 約 400 | 基 | |
| | | 特殊街路灯 | 約 300 | 基 | |
| | | 街路灯 | 約 5,700 | 基 | |
| | | 道路標識(F型) | 15 | 基 | |
| | | カーブミラー | 1,793 | 基 | |
| | 道路植栽(うち高木 H=3m以上) | | 約 1,400 | 本 | |
| | 昇降機 | エレベーター | 2 | 基 | (犬山駅東西) |
| | | エスカレーター | 2 | 基 | (犬山駅東西) |
| 電線共同溝 | | 1.1 | km | 犬山396号線,新町線 | |
| 林道 | | 8.4 | km | 8路線 | |
| 治水・利水 | 準用河川 | | 3.6 | km | 4河川 |
| | 都市下水路 | | 5.3 | km | 6路線 |
| | 用水路(土地改良)・排水路(市街地) | | 307.0 | km | |
| | 貯留施設(調整池・地下貯留槽・沈砂池) | | 19 | 箇所 | |
| | ため池(農業用) | | 133 | 箇所 | |
| | ポンプ施設(用水) | | 5 | 箇所 | |
| | 水処理施設 | | 1 | 施設 | (高根洞) |
| | 可動堰(転倒堰含む) | | 92 | 基 | うち転倒堰23基 |
| 水 道 | 管路 | 導水管 | 4.8 | km | |
| | | 送水管 | 6.5 | km | |
| | | 配水本管(φ350以上) | 11.2 | km | |
| | | 配水支管(φ300以下) | 445.2 | km | |
| | 施設 | 浄水場 | 5 | 施設 | |
| | | 配水場 | 1 | 施設 | |
| | | 配水池 | 4 | 施設 | |
| 公共下水道 | 管路 | 幹線管渠 | 23.8 | km | |
| | | 枝線管渠 | 227.6 | km | |
| | | 取付管 | 10,655 | 箇所 | |
| 施設 | マンホールポンプ | 19 | 箇所 | | |
| 農業集落排水 | 管路 | 枝線管渠 | 8.1 | km | |
| | | 取付管 | 143 | 箇所 | |
| | 施設 | 浄化センター | 1 | 施設 | (入鹿神尾) |
| マンホールポンプ | 6 | 箇所 | | | |
| 公 園 | 都市公園(地区公園・近隣公園・街区公園) | | 73 | 箇所 | 地区2,近隣3,街区68 |
| | ちびっ子広場 | | 59 | 箇所 | |
| | 児童遊園 | | 7 | 箇所 | |
| 消防水利 | 防火水槽 | | 404 | 基 | |
| | 消火栓 | | 493 | 箇所 | |

主なインフラ施設の状況や管理の概況は、次のとおりです

表 2-3 施設の管理概況

(平成 28 年 3 月「犬山市公共土木施設マネジメント基本方針」より)

| 主な施設 | 施設の状況と管理概況 |
|--------------------------|--|
| 道路舗装 | <ul style="list-style-type: none"> ・市域を3つのエリアに分け年間委託契約による道路パトロールを順番に実施しており、同時に通報分も含め常温合材による簡易修繕も実施。 ・現状では保全計画は策定していないが、幹線道路では、劣化状況が表層打ち替えで対応出来る段階で補修する等の計画的な保全を実施。生活道路は地元土木要望等に基づき対症療法的に対応している。 ・平成25年度には道路ストック総点検として、幹線道路を対象に路面性状調査を実施。 ・修繕工事実績は、平成24年度75件、平成25年度43件、平成26年度38件で、道路瑕疵による年間事故件数は0~1件程度となっている。 |
| 橋梁 (2m以上) | <ul style="list-style-type: none"> ・全317橋のうち急激な老朽化が進行する供用50年以上が2橋存在するが、今後20年間で43橋(約14%)と増加する。 ・平成25年度に橋長15m以上の48橋を対象とした「橋梁長寿命化修繕計画」を遠方目視による橋梁点検を基に策定し、平成26年度より修繕工事を実施。 ・平成25年6月の道路法改正(関連省令・告示の施行平成26年7月1日)により、平成30年度までの5年間で、橋長2m以上を対象に近接目視による橋梁点検を「橋梁点検計画」の優先度により実施。 (省令・告示により5年に1回の点検が義務付けられ、1巡目が完了次第、対象の拡大とデータの細分化に合わせ修繕計画も見直す予定。) ・市独自に管理の重要度として、予防保全を実施する「重要橋梁(101橋)」と事後保全対応とする「一般橋梁(216橋)」に区分し、それぞれに応じた点検等を実施。 |
| 横断歩道橋 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理件数は、昭和63年度に完成した名古屋鉄道を跨ぐ天神歩道橋(L=100m,W=2.1m)の1箇所となっている。 ・平成24・25年度の2ヶ年で全面の塗装替えや目隠し板の取り替えなど大規模な改修と合わせて、上部工の耐震補強工事も実施。 ・平成25年6月の道路法改正(関連省令・告示の施行平成26年7月1日)により、平成30年度までに定期点検を実施し、以後5年毎にも点検を実施し、必要に応じて修繕する予定で、事故実績は無い。 |
| トンネル | <ul style="list-style-type: none"> ・管理件数は、昭和40年度に完成した木管川沿いの城下トンネル(L=20m,W=5.5m)の1箇所となっている。 ・平成25年度に道路ストック総点検(緊急点検)を実施し、照明灯引込線引留め金具修繕を実施。 ・平成25年6月の道路法改正(関連省令・告示の施行平成26年7月1日)により、平成30年度までに定期点検を実施し、以後5年毎にも点検を実施し、必要に応じて修繕する予定で、事故実績は無い。 |
| 道路照明灯 街路灯 道路標識(F型) | <ul style="list-style-type: none"> ・道路照明灯については、平成26年度に1基建替え工事を実施している。 ・街路灯については、平成23~26年度に全てLED化を実施している。 ・平成26年度に道路ストック総点検として、幹線道路の道路照明灯と全てのF型道路標識の点検を実施。生活道路の道路照明灯は平成27年度に職員点検を実施。 |
| エレベーター エスカレーター | <ul style="list-style-type: none"> ・エスカレーターは、犬山駅東西連絡橋の東西にあり、平成2年度に駅西、平成3年度に駅東に設置した。 ・エレベーターは、犬山駅東西連絡橋の東西にあり、平成12年度に駅東、平成22年度に駅西に設置した。 ・犬山駅昇降機保守点検委託として、年間12回の定期点検を実施。 ・修繕工事実績は、年間0~1件程度であり、事故実績は無い。 |
| ため池 | <ul style="list-style-type: none"> ・土木常設員・池守からの通報で、フェンス破れ等に対応するとともに、不定期の職員巡視で、漏水や余水吐障害物の有無、安全施設の劣化度等を確認している。 ・漏水対策については、現時点の状況では、県の土地改良施設維持管理適正化事業により平成26年度に一旦完了している。 ・堤体の耐震については、平成25年度に県実施の「ため池耐震調査」結果から、対策が必要な29池を県事業(負担金事業)で進めており、平成26年度に3池が完了。 |
| 水道 | <ul style="list-style-type: none"> ・管路(配水管・給水装置)については、近年、設置年数の経過とともに、漏水や止水栓不良等が発生している。そのため、漏水箇所を早期に発見するため、漏水探査を継続して実施している。 ・配水管は、漏水状況や耐用年数を考慮し、年間7.5kmを目標(全延長を60年間で実施)に耐震管への布設替えを実施。 ・白山浄水場(昭和35年竣工)をはじめとする施設については、日常管理を運転管理委託により常駐管理を行い、不具合箇所については、その都度修繕を実施している。 |
| 下水道 | <ul style="list-style-type: none"> ・流域下水道として、五条川左岸処理区は昭和57年より工事を始め、平成元年より順次供用を開始、また五条川右岸処理区は平成17年より工事を始め、平成20年より順次供用し、一番古い管で埋設後40年経過(移管を受けた集中浄化槽団地)している。 ・管路については、不定期に職員による現地踏査で不明水調査を実施。 ・人孔蓋については、道路管理者等の通報により年間2~3件程度の修繕を実施するとともに、平成25年度に「長寿命化計画」を策定し同年から更新工事を実施。 ・平成22年度に「下水道地震対策基本計画」を策定し、平成26年度から幹線マンホール継手の可とう化とマンホールトイレの設置を実施。 ・マンホールポンプについては、一番古いもので平成9年度に設置されており、分解整備は5年、更新は10年を目処に実施している。日常管理は、長期継続契約委託により、365日の遠隔監視と年2回の目視点検を実施。 |
| 農業集落排水 | <ul style="list-style-type: none"> ・入鹿神尾地区において、平成13年度に供用を開始した。 ・管路については、ハイセラミック管のため軽度な損傷が増えており、年間約200mのTVカメラ調査の結果により修繕を実施。 ・マンホールポンプについては、全て平成12年度に設置されており、5年に1回分解整備し10年で更新している。日常管理は、長期継続契約委託により、365日の遠隔監視と年2回の目視点検を実施。 ・浄化センターについては、日常管理を長期継続契約委託により、365日の遠隔監視と週1回の点検管理を実施し、設備機器は長期整備計画により平準化を図りながら修繕を実施。 |
| 公園 | <ul style="list-style-type: none"> ・近年遊具を原因とした事故は発生していないが、施設の老朽化が進んでおり、遊具点検結果に基づき優先度判定を行い、緊急性のある遊具から修繕・撤去・更新などの工事や設備の修繕を年間約80件程度実施。 ・平成25年度に「公園遊具長寿命化計画」を策定している。 ・大規模な公園を除いて133公園の日常管理業務を76町内会に委託し、清掃・除草・簡易目視点検等を市民により実施。 ・遊具点検については、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の他、(社)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する基準JPFA-SP-S.2014」を基準として委託業者により年4回実施するとともに、協会研修受講職員による巡視を実施。 |
| 防火水槽 消火栓 | <ul style="list-style-type: none"> ・市独自の「消防水利の設置及び維持管理に関する基準」に基づき年間1回以上の職員点検を実施。 ・修繕については、防火水槽は容量40㎡以上で減水高30cm以上のものを年間1~2基、消火栓は蓋や受枠を年間2箇所と道路表示線を年間10箇所程度実施。 |

II. 「**インフラ施設**」の課題

本市では、平成 25 年度から市内にインフラ施設を対象としたプロジェクト(土木系インフラ資産最適化研究会)を設置し、マネジメント手法の検討を進め、平成 28 年 3 月に犬山市インフラ施設マネジメント基本方針として検討結果をまとめました。

インフラ施設における課題は、主に以下の 4 点に整理できます。

インフラ施設の課題

課題 1 管理に関する明確な基準がない

少子高齢化人口減少社会にあって、土木インフラを安全安心に提供する(災害に強いまちづくり)ために求められる管理水準・目標・計画、管理施設の縦横断的優先度、施設廃止の基準、新規整備の見直しや検討過程の厳格化など共通の基準が整理がされていない。

課題 2 施設の管理データの蓄積が十分ではない

施設台帳や点検結果などの情報の蓄積(更新)・充実・共有・活用が十分に出来ておらず、情報が限られているため、保全すべき施設の抽出が困難である。施設への投資状況の把握のあり方が整理確立していない。

課題 3 日常管理業務が煩雑である

日常の維持管理業務には、マンパワーが必要であり、管理部署の縦割りや草刈りなどの地域要望への対応などフルコスト(委託料や原材料費等の事業費のみではなく、その事業を執行するために必要な職員の人件費等を含めたコストのこと)で管理業務を捉えると、多くの人件費を費やしている。

課題 4 管理業務における財源が不足する

長年にわたって使用料金が据え置きされているため、今後は受益者負担の適正化が必要になると考えられる。また、今後、施設の更新費用における圧倒的な財源不足を補うため、民間活力を検討しなければならない状況にある。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. マネジメントの基本となる考え方（「公共建築物」「インフラ施設」共通）

公共・民間に関わらず施設マネジメントでは、「品質」「供給」「財務」の3つの課題として捉え施設運用を再検討していくことが望ましいとされています。

人口減少や財政状況の悪化など社会経済情勢の変化の中で持続可能な自治体経営を実現していくためには、場当たりの修繕・改修や、利用者の不満や不具合が多い公共施設等を更新するだけでは不十分です。日々老朽化していく施設に対して日常点検や定期検査などの維持管理の実施、また事故や災害などへの対応や変化していく市民ニーズにも耐えうる計画的なマネジメントが求められています。一般的な公共施設等のマネジメントでは、これを「品質」の課題として捉えます。

一方で多くの自治体は、市民の要望に応じて行政サービスを提供するために公共施設等を増やしてきたことから、過大に保有している傾向が見られます。一般的な公共施設等のマネジメントでは、これを「供給」の課題として捉えます。

なお、本市を始め財政的に厳しい自治体では、公共施設等のマネジメントに投入できる財源が限られているため、「品質」と「供給」の双方を充実させることは現実的に不可能な状況にあります。公共施設等の「品質」と「供給」は、自治体の財政的な状況の影響を強く受けます。そのため、一般的な公共施設等のマネジメントでは、これを「財務」の課題として捉えます。

これら「品質」「供給」「財務」のバランスを取りながら、最適な公共施設等のマネジメント戦略を策定することが重要です。限られた「財務」の中で「品質」と「供給」のバランスをとるため、施設単体で「品質」と「供給」をコントロールするのではなく、地域全体の「品質」と「供給」のバランスを見極めながらマネジメントを進める決断が求められます。また、不必要な財源支出を削減しつつ、行政サービスの質を向上させる具体的な取り組みが重要な鍵となります。

2. 「品質」「供給」「財務」に対する考え方（「公共建築物」「インフラ施設」共通）

（1）「品質」に対する考え方

「品質」に求められるマネジメントは、各公共施設等での適切な管理手法の実施による質の高い行政サービスの提供であり、官民連携や公民連携と呼ばれる民間を活用した管理手法の導入、施設の機能向上による長寿命化、定期的な点検や交換の実施などによる行政サービスの向上を指します。そこで本市では「品質」の改善を実現するため、以下に「品質」に対する基本方針を定めます。

1. 公共施設等の「品質」が今後どうあるべきかを検討し、その方向性を市民と共有します。

- II. 「供給」との調整を図りつつ、現時点で「品質」が十分でない施設は迅速な対応を行います。
- III. 次世代に引き継ぐ施設については、社会経済情勢などの変化に的確に対応できるよう、適宜マネジメント計画を見直すなど継続的な「品質」の向上を目指します。

(2) 「供給」に対する考え方

「供給」に求められるマネジメントは、適切な施設量を状況に合わせて確保することであり、本当に必要な施設の絞り込みや不足している行政サービスの拠点づくり、名称によらず用途が重複する施設の集約化、稼働率が悪い施設の有効活用などの実現を目指します。そこで本市では「供給」の改善を実現するため、以下に「供給」に対する基本方針を定めます。

- I. 既存の公共施設等を適正に利用すると共に、次世代に「供給」すべき施設を選定します。
- II. 施設の用途・機能のあり方や総量の増減など、時間軸を加えた「供給」目標を策定し実施します。
- III. 将来のまちづくりの観点とも整合性を図り施設の「供給」を行います。

(3) 「財務」に対する考え方

「財務」に求められるマネジメントは、「品質」「供給」の改善を適宜実施する財源の確保になります。無駄な費用の発見と対応、適切な維持管理を実現する予算の確保、民間企業や市民との協力体制による施設の運用費の削減を目指します。そこで本市では「財務」の改善を実現するため、以下に「財務」に対する基本方針を定めます。

- I. 長期的な視点から必要な「品質」については財源を確保し、「財務」からの支援を計画的に行います。
- II. 効率的な「供給」目標の実現により、投資の選択と集中を行い「財務」負担の削減を行います。
- III. 持続可能な自治体経営のため、各種事業に伴う「財務」管理と健全化の強化を行います。

3. マネジメントの理念

本市における公共施設等の課題については、第2章のとおりであります。この課題を解決するためのマネジメントの理念は以下のとおりです。

(1) 「公共建築物」のマネジメントの理念

本市では施設において提供される行政サービスのあり方を見直すことを第一に考えます。従来は、「行政サービスの充実＝公共建築物数の充実」と捉えられがちでしたが、これから

の行政サービスは、公共建築物数の充実よりも、市民を意識した質の高いサービスの提供こそが重要です。そこで本市では、公共建築物により提供され行政サービスを施設自体(ハコ)と分けて見直すことにより、行政サービスを改善しながらも公共建築物の施設量(延床面積)の適正化を図り、結果としてコストの縮減を図ることを目指します。そのひとつの形として、ハコの改修や更新(建て替え)のみでなく、統廃合や売却等を含めた検討をする必要もあります。

(2) 「インフラ施設」のマネジメントの理念

本市では、限られた財源の中で安全で安心な継続性のあるインフラ施設を提供することを第一に考えます。

インフラ施設は、老朽化が進行している状況であり、今後、施設の改修や更新に大規模な投資が必要となることが想定されますが、本市の厳しい財政状況では、日常的な施設の維持管理を継続する財源でさえ将来不足する可能性があります。しかしながら、インフラ施設は生活を送る上で必要不可欠なものであるため、建設や維持管理において投資の優先度を検討するなどし、取捨選択によりコスト縮減を図り、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

4. マネジメント戦略 (「公共建築物」「インフラ施設」共通)

公共施設等のマネジメントを円滑に進めるために、マネジメントを段階的に推進・実施していくための準備や実施体制などを指す「入口戦略」と、一定の成果に結び付ける具体的な各種方策や行動などを指す「出口戦略」を明確にすることとします。

中長期的な保全計画・費用の算定や施設評価を実施し現状の施設状況を客観的に把握したうえで、今後マネジメントすべき施設の選定と戦略的な施設マネジメントを計画します。

5. 入口戦略の内容 (「公共建築物」「インフラ施設」共通)

公共施設等のマネジメントを段階的に推進・実施していくためには、準備や実施体制など公共施設等マネジメントの「入口」における戦略(入口戦略)が不可欠です。入口戦略を明確にすることで、本基本計画の次の段階である実施計画や各個別計画の策定に不可欠な体制づくりが明確になります。

そこで本市における入口戦略を以下のとおり定めます。

(1) 全庁的な体制と情報共有

本総合管理計画は経営部経営改善課が主導で策定していますが、今後、公共施設等マネジメントを推進し、縦割り行政の弊害を無くし複数の部課に関係する施策を効率良く計画・運用するために、各部署を横断した事業展開を可能にする組織(部署等)の設置が必

要なため検討していきます。また、設備・機械の管理については専門家への嘱託や施設の管理者による点検作業の義務化など、全庁的な取り組みとして実施します。

なお、公共施設等のマネジメントの成果については、庁内だけでなく、広く一般に公開することで施設マネジメントの「見える化」を順次進めます。

(2) PPP・PFI 活用の検討

今後の公共施設等のマネジメントによって再整備が必要となった場合には、市民や大学等との積極的な共同作業によるマネジメント計画を立案することを前提にします。特に公共建築物マネジメントにおいては、延床面積が 3,000m² を超える施設の建設・運用については、基本的に公民が連携して行政サービスの提供を行う PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ:官民連携もしくは公民連携)を活用し、PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ:公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した手法)などを検討することで、行政サービスの質の向上と財政負担の軽減を図ります。

ただし、施設の利用方法や立地環境に合わせて最適な運用手法の選定を行う必要があるため、必要に応じて検討委員会を設置するなどして、まずは PPP 導入の有無を適宜検討します。

(3) 広域連携の検討

施設単体ではなく地域全体で行政サービスの質の向上を目指すため、広域での利用が可能な施設については近隣自治体との相互利用や共同運用を積極的に進めます。特に他自治体に隣接している地域については、近隣自治体の施設相互利用や市域によらない包括的な維持管理において連携を進めます。

なお、現在、公共施設では、し尿処理・火葬場(愛北広域事務組合)、消防通信指令業務、農業共済組合については既に広域的な連携が行われています。

さらにごみ焼却施設(都市美化センター)についての広域連携を推進するため、2市2町からなる協議会を設置、平成29年4月より一部事務組合を設立して、令和7年度の新ごみ処理施設の稼働を目標として準備を進めています。

6. 出口戦略の内容とマネジメントの基本的な方針

公共施設等のマネジメントを成果(行政サービスの向上)に結び付けるためには、入口戦略と同様に「出口」における具体的な各種方策や行動の戦略(出口戦略)が必要となります。この出口戦略を明確にすることで、本総合管理計画の次の段階である実施計画や各個別計画の策定を迅速かつ着実に実施する体制が明確になります。

そこで本市における出口戦略とマネジメントの基本的な方針を以下のとおり定めます。

(1) 「公共建築物」の出口戦略の内容とマネジメントの基本的な方針

(1) - 1 出口戦略

I. 「供給」目標と計画期間

公共建築物の「品質」は、現状よりも基本的に向上させることが前提になりますが、今後の人口や財政規模は縮小傾向にあることから、社会情勢や立地環境に応じて一部の行政サービスや公共施設の「供給」については縮小が求められます。

そこで本市では、「供給」の目標値の設定として、平成 26 年度に実施した簡易評価(図 3-1)により「用途廃止」と判定された施設量(延床面積)5%、さらに統廃合等による積極的な施設マネジメントが必要だと考えられる「利用検討」「更新検討」と判定された施設量(延床面積)の約半分の 15%、それらの合計が 20%に当たることから、平成 27 年度から数えて 15 年目の令和 11 年度末までに、全公共建築物の施設量(延床面積)を 20%削減することを目標に、適切かつ効率的な公共建築物マネジメントを実施します。もちろん単なる「供給」の削減ではなく、施設の「品質」の向上を前提とした総量縮減をしていきます。

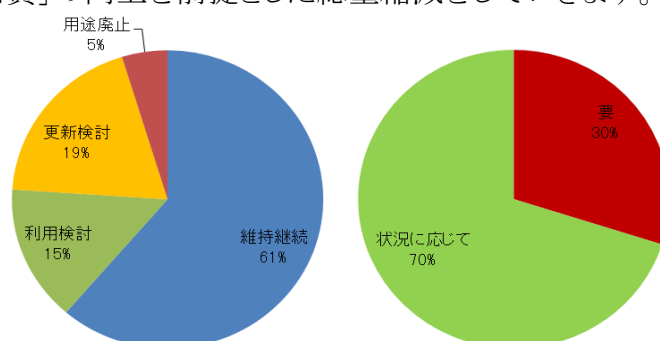


図 3-1 簡易評価の結果別施設量(左: 方向性、右: 早急対応の必要性)

(平成 27 年 3 月「犬山市公共施設マネジメント基本計画」より)

II. 長寿命化と安全確保・耐震化

本市が保有する公共建築物のうち、次世代に引き継ぐものについては、目標使用年数として鉄筋コンクリート造建築物の標準耐用年数(「建設工事標準仕様書 JASS5鉄筋コンクリート工事」日本建築学会)である 65 年以上使用し続けることを前提に維持管理計画を策定し、施設の長寿命化を目指します。

なお、単なる長寿命化を目指すのではなく、施設自体の「品質」向上により利用者や使用者にとって快適かつ生産性の高い公共建築物を目指し、計画的かつ迅速な修理や改修を行うこと、さらに安全性が求められる設備や屋根・外壁については基本的に 30~40 年程度経過した時点で、長寿命化改修として全面的な改修を実施することを前提にマネジメント計画を策定します。

ただし、残念ながら「品質」が確保できていない施設に対する無理な長寿命化は、修理や改修費用が割高になり、無駄な支出に繋がる可能性が高くなります。そこで社会情勢などの

変化も踏まえ、本当に 65 年以上の使用が可能なのか公共建築物毎に検討するため、長寿命化改修前に施設の性状調査(劣化・耐震調査等)を実施し、改修費用の削減と利用期間・活用方法の見直しをあわせて行います。

Ⅲ. 定期点検・診断の実施

定期的な点検・診断は、施設の劣化や不具合の進行を最低限に留め、適切かつ迅速な修繕や改修を行い施設の「品質」を確保するために重要な作業です。しかし専門的な知識や技能が求められるため、本市の担当職員だけで全ての公共建築物を確実に確認することや実施費用の捻出は、適切な修繕や改修の実施同様に難しい状況にあります。

そこで、限られた予算の中から必要な修繕や改修に当てられる費用を捻出できるように、法定点検(法律や条例などで資格や実施要項などが定められている点検)の実施と並行して、日常的な点検・診断については各施設の担当職員や管理者でも実施可能な点検・診断手法を確立し、定期的かつ確実に実施する体制を整えます。

そのため、現在の施設カルテや点検マニュアルなど点検・調査方法の見直し・整備を行います。

Ⅳ. 「財務」負担の削減

本総合管理計画に従い、公共建築物マネジメントを実現させるため、民間の施設運用手法を参考に、あまり有効活用が見込めない施設については統廃合や複合化、民間企業などへの賃貸や売却を含めた融通性の高いマネジメント計画を策定することで、施設量(延床面積)の縮減による経費縮小と、保有すべき施設の改修や更新費用の捻出を行います。また、民営化による施設の譲渡や地域団体などとの施設のあり方検討を通して、公共建築物の管理・運営の委任・委託を積極的に進めます。

なお、施設の統廃合などにより発生した余剰地において、今後行政目的での利用が見込めない場合は積極的に売却し、マネジメントの財源とします。また、平成 27 年度に公共施設等のマネジメントの推進に特化した「犬山市公共施設等管理基金」を設立しました。

(1) - 2 マネジメントの基本的な方針

今後優先的にマネジメントを進める対象施設を抽出しました。なお、対象施設については、順次具体的なマネジメント内容を検討していきます。検討にあたっては、今後 15 年間(令和 12 年度まで)の「供給」目標である 20%縮減を達成するため、対象施設については今後計画的に個別計画の策定に取り掛かることが求められます。そこで施設の特性やマネジメントの緊急性、市民生活への影響や調整期間を考慮し、マネジメントの実施時期の面から、5 年間毎に 3 つの期間を設定し分類しました。

I. 主に地域に存在する公共建築物について

① 既に計画がある施設、すぐに取り掛かるべき施設(5年間)

■高齢者活動センター・作業所(築25～29年)

現在は犬山・南部の高齢者活動センターと作業所3箇所(羽黒東部、前原、今井)を保有していますが、南部高齢者活動センターは借地、今井作業所は借家であり、全体として地域性もなく作業量も少ない状況にあります。

⇒ 犬山に集約し活性化を図り、跡地は返却を検討します。

■公民館(築32～53年)

現在は4箇所(南部、犬山西、塔野地、善師野)を保有していますが、公民館法の規程により用途が制限されている部分もあり、有効利用が十分ではない状況です。また、利用者が固定している傾向が見られます。

⇒ 条例を改定し、公民館としての利用は廃止し、民間利用なども含めた有効活用を検討します。また、新たな市民ニーズに対応できる身近な施設となるよう検討します。

■児童クラブ

現在は児童館(児童センター)を中心に9小学校区16クラブを実施しています。(学校内実施は5クラブ31%)。なお、全国的に見ると、50%以上は学校内で実施されており、本市は少数派といえます。また今後、高学年の児童についても受入れを拡大する予定があるため、現状のままでは場所の確保が困難になる可能性も考えられます。

⇒ 児童クラブ機能を学校敷地内で実施することを検討します。また将来的には、文部科学省が提唱する地域力を活かした「放課後児童教室」の活用も検討します。

② 施設の目的変更を伴うなど住民とのコンセンサスを得ながら進める施設(10年間)

■児童館(児童センター)(築3～36年)

現在は10小学校区のうち栗栖小学校区、今井小学校区、池野小学校区を除く7小学校区で保有しています。しかし、午前中の利用は少なく、午後からの児童クラブとしての利用が中心で地域性も見られません。

⇒ 児童クラブを学校敷地で実施することを前提に、北部(犬山西)、南部(楽田)、中部(東)の3箇所への集約と活用の充実を検討します。

■学習等供用施設(築21～36年)

現在は6箇所(楽田、城東、羽黒、犬山南、上野、丸山)を保有しています。公民館と同様に有効利用が十分でない状況です。また、利用者が固定している傾向が見られます。

⇒ 名称変更も含めた条例の見直しなど新たな市民ニーズに対応できる身近な施設となるよう検討します。

■老人福祉センター・老人憩の家(築22～37年)

現在は午前中に「生きがいサロン」事業としての利用が中心になっているため、午後の利用は少ない状態です。また地域の集会場としての貸館機能のみの施設も存在し、利用者が固定化している傾向が見られます。

⇒ 市民に広く利用され、かつ効率化を図ることも可能な施設と判断されるため、機能の集約や、地元への譲渡も含めあり方を検討すると共に、新たな市民ニーズに対応できる身近な施設となるよう検討します。

■出張所(築 33～37 年)

築 30 年以上経過しているため、修繕必要箇所が多くバリアフリー対応も不備な状態にあります。また、人口規模や他自治体と比較しても出張所を単体施設として 4 箇所(城東、羽黒、楽田、池野)保有していることは、標準を大きく上回っています。

⇒ 他の施設との複合化などによる施設量(延床面積)の削減、また跡地は原則売却を検討します。

※ 楽田出張所については、他の出張所より早期(5 年間)に着手する予定です

③ 市民生活への影響が重大で慎重に協議を重ねる施設(15 年間)

■子ども未来園(築 33～45 年)

現在は 13 園ありますが、職員を増やせない財務状況にあるなど保育の質の確保が課題です。また、既に子どもの数は減少している反面、未満児保育の増加など求められる質も変化してきています。さらに保育制度の改正により、ニーズ量によっては新規保育園として県からの事業認可を得ることも厳格化されています。

⇒ 事業としては持続を前提としますが、ニーズ量をとらえながら民営化などによる施設数の削減も視野に入れ、公の保育のあり方を検討します。

■小学校(築 32～55 年)

地域の拠点施設であるため慎重な検討が必要ですが、施設量(延床面積)が他施設に比べて多い反面、将来的に児童数が減少することは避けられません。さらに一定以上の児童数が確保できない場合は、様々な学習活動が制限され、教育の均質性の確保や児童の社会性が懸念されています。

⇒ 小学校の持つ学校としての機能の他、地域住民の活動拠点としての機能を重視し、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて)」(平成 27 年 1 月 27 日付文部科学省)も参考に学校機能の適正化を検討します。また、当市における総施設量(延床面積)の 50%(小学校 32%、中学校 18%)を占める学校施設については、耐用年数の到来に伴う更新時期が一定期間に集中することからも、中長期的な視点から財政負担の軽減を考慮し、「犬山市学校施設整備計画(平成 29 年 3 月)」に基づき、効果的・効率的な施設整備(維持)を図っていきます。

II. 主に単独で存在する公共建築物について

特定の地域ではなく、本市全体で活用する公共建築物についても、マネジメントの実施期間を3つに分類し整理しました。

以上、I及びIIをまとめた施設別マネジメントの実施予定を表3-1に示します。

表 3-1 施設別マネジメント実施予定

| | 令和2年度まで (5年間) | 令和7年度まで (10年間) | 令和12年度まで (15年間) |
|-------|---|---|-----------------------------|
| 小学校区 | I 既に計画がある施設、すぐに取り掛かるべき施設 | II 施設の目的変更を伴うなど住民とのコンセンサスを得ながら進める施設 | III 市民生活への影響が重大で慎重に協議を重ねる施設 |
| 犬山北 | フロイデ(犬山国際観光センター) 分庁舎 消防北出張所 福祉会館 しみんてい からくり展示館(機能) | 保健センター 犬山幼稚園 | |
| 犬山南 | | 西庁舎 | 消防本部 |
| 栗栖 | | 野外活動センター | |
| 城東 | キルシエハイム(母子生活支援施設) さらさくら(市民健康館) みどりの里(養護老人ホーム) | | |
| 羽黒 | 勤労青少年ホーム | | |
| ※複数地域 | 高齢者活動センター・作業所 児童クラブ 楽田出張所(第5分団車庫) | 老人福祉センター・老人憩の家 児童館・児童センター 公民館 学習等供用施設 出張所(池野、城東、羽黒) | 子ども未来園 市営住宅 |

※ 小学校・中学校については「犬山市学校施設整備計画(平成29年3月)」による

※ 表に記載のない公衆トイレ、スポーツ施設(球場)などは別途検討する

III. 施設毎のマネジメントを進める上での留意事項について

施設毎のマネジメントを進める上では、下記の5つの事項に留意し、財政負担の削減を可能にする市民全員に対する行政サービスの品質体制を整えます。

① 施設の複合化や統廃合は、効果の明確化とコスト等の効率化を必須とします

・管理者が複数課にまたがる施設は、管理業務が複雑になるため、複合施設については管理手法を並行して検討

・施設量(延床面積)の増加や、財源負担の悪化を招く複合化や統廃合は不可

・条例等による使い勝手や用途変更の制限を考慮

⇒ 建設費などの初期費用(イニシャルコスト)だけでなく、維持管理費なども含めた運用費

用(ランニングコスト)の縮減を前提とした施設マネジメントを目指します。

② 統合・廃止する施設の跡地は、売却等により公共施設マネジメントの財源とします

- ・売却益による資金により財政負担の軽減を実現するため、跡地は原則売却を検討
 - ・都市計画法の制限等がある市街化調整区域内の施設の場合、売却可能性を十分に検討
- ⇒ 「供給」量削減の実現に向け、安易に保有し続けられない。また、廃止する施設の売却により公共施設マネジメントの資金を極力生み出します。

③ 地域コミュニティの活動拠点を確保します

- ・調整会議の運営・実施などにより、公平な管理運営を前提に委託
 - ・可能な場合は地元への譲渡も検討
- ⇒ 「供給」ではなく「品質」の問題として、地域コミュニティのニーズに対応します

④ 避難所及び投票所の指定施設は、十分な検討を行うが絶対条件とはしません

- ・市民の日常的な施設利用を重視
- ⇒ 必要に応じて避難所や投票所の指定の変更も検討します。

⑤ 歴史的建造物(復原系3施設)は、文化的価値と安全性確保を踏まえ別途検討します

- ・旧磯部家住宅と旧堀部家住宅は、伝統的建造物の観点から要検討
 - ・小弓の庄は、まちづくりの観点から要検討
- ⇒安全性を確保しながら、その施設の持つ特性を考慮すべく今後検討します。

⑥ 廃棄物処理施設については、広域連携を図るなど別途検討します

- ・都市美化センター、環境センター、八曾処分場、入鹿神尾浄化センターなど
- ⇒適切な維持管理に係るランニングコストなどから総合的に精査しながら、広域での連携や手法の転換を今後検討します。

⑦ 各施設の設備の更新・改修については、補助金の活用を検討し実施します

- ・空調や冷凍・冷蔵機器などの設備は、施設自体より早くに更新・改修などが必要
- ⇒環境省や経済産業省などの補助金(カーボンマネジメントなど)の活用を今後検討します。

(1) - 3 脱炭素化の推進方針

令和3年2月に表明した「2050年ゼロカーボンシティ」の実現や2030年度の温室効果ガス排出量削減目標の達成に向け、関係計画（「第2次犬山市環境基本計画（令和3年3月策定）」、「第3次犬山市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（平成31年3月策定）」）に基づき、公共施設の脱炭素化を推進します。主な取り組みは以下のとおりです。

I. LED照明の導入（省エネルギー）

2030年度温室効果ガス排出量削減目標の基準年度となる平成25年度以降、本庁舎や図書館などにおいてLED化を行っています。

その他の施設については、令和3年度より具体的な取り組みを実施し、令和4年度に「公共施設LED化推進に向けた実施方針」を決定しました。その実施方針に基づき、令和6・7年度において、101施設（予定）を対象とし、重点的に公共施設のLED化を図ります。また2030年度までに、今後建替え予定のある施設などを除いた全ての公共施設のLED化を目指します。

II. 太陽光発電設備の導入（再生可能エネルギー）

令和5年度時点における太陽光発電設備については、17施設に合計257.9kWを導入しています。さらなる導入に向けた取り組みとして、令和5年度に市内緊急避難場所・避難所を中心とする26施設を対象に「公共施設太陽光発電設備導入可能性調査」を実施し、導入可能性の高い下記5施設（下表のとおり）を選定しました。令和6年度以降、事業化に向けた具体的な取り組みを進め、その他の施設についても、引き続き導入可能性を検討し、地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）等に位置付けられた率先導入目標（2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備を導入）に向け、公共施設への最大限導入を目指します。

令和5年度「公共施設太陽光発電設備導入可能性調査」選定施設

| 施設名 | 容量 | 施設CO ₂ 排出量 | 太陽光発電 | |
|-------|-------|--------------------------|---------|---------------------|
| | | | 発電量 | CO ₂ 削減量 |
| | kW | t-CO ₂ | kWh | t-CO ₂ |
| 羽黒小学校 | 25.3 | 95.6 | 28,765 | 12.9 |
| 東小学校 | 26.6 | 213.6 | 30,232 | 13.6 |
| 楽田小学校 | 9.2 | 211.1 | 10,469 | 4.7 |
| 犬山中学校 | 25.3 | 57.1 | 28,771 | 12.9 |
| 南部中学校 | 28.5 | 62.2 | 32,425 | 14.6 |
| 合計 | 114.9 | 639.6 | 130,662 | 58.7 |

Ⅲ. ZEBの実現

橋爪子ども未来園と五郎丸子ども未来園の2園を統合した新しい子ども未来園(令和7年4月開園予定)は、本市初のZEB建築物です。その他の施設についても、新設や建て替えの際には、ZEB建築物や省エネ建築物となるよう努めます。

(2) 「**インフラ施設**」の出口戦略の内容とマネジメントの基本的な方針

(2) - 1 出口戦略

I. 維持管理コストの圧縮や平準化をする手法を再構築

現行業務の効率化や組織内部での技術レベルの向上は元より、安全の確保を前提に管理水準を定め、修繕工事等の取捨選択を行うことで、過剰な投資の防止に努めます。また、ライフサイクルコストを低減させる視点を持った予防保全型の維持管理手法を導入しながら、施設の性質等に応じて管理の区分を計画型と観察型に分けるとともに、最新技術を活用できる環境整備などにより維持管理コストを縮減します。

II. 資金調達や公民連携など新たな管理のあり方を構築

維持管理財源の不足への対応として、本市が従来どおり管理するだけでなく、新たな資金調達の仕組みを構築することや、市民が施設管理の受け皿になることが期待されます。

そのため、低・未利用地の売却や貸し付け、用途変更などによるインフラ施設用地の有効活用をはじめ、ネーミングライツの導入や広告収入などの新たな財源確保を推進します。また、民間が有する技術やノウハウの活用として、包括的な発注方式の採用など管理運営面での効率化を図ります。一方で、社会インフラの良好な環境を保つには、市民の共有財産という共通認識の構築や、市民・地域との協働のあり方も検討していきます。

(2) - 2 マネジメントの基本的な方針

インフラ施設マネジメントを成果(安全で安心な継続性のある市民サービスの提供)に結びつけるために、以下のような取り組みを進めます。これにより将来に向けた課題の改善と施設横断的な共通理解を明確にし、各施設の個別計画策定と実施に向け着実な体制づくりを目指します。

I. 管理基準の確立と共有

■ 効率的な維持管理に向けた管理区分と管理水準の反映

これまでは、多くの施設で応急的な維持補修(対症療法的維持管理)が行われてきました。その結果、突発的な維持修繕費が必要となったり、ライフサイクルコストが高くなることが多く

ありました。今後は、中期的な視点も加え、施設の特性、規模、経済性、社会的影響、ネットワークの重要度等に応じた維持管理区分を設定し(図 3-2 及び表 3-2)、メリハリを付けた効率的な維持管理を実践することで、管理施設全体の管理水準を保っていきます。

また、施設を安全に提供する上で確保すべき管理水準を標準的な目標として設定(参考資料 2 施設別管理水準一覧)しました。この管理水準は、施設の補修等の投資に移行するタイミングを示すものです。なお、今後の厳しい財政状況を考慮し、常に整備当初の快適な性能を維持し続けることを想定し設定したものではなく、必要な安全性や機能の確保を前提に、管理区分に応じたものとしています。

この管理水準を基に、施設によっては、必要な点検・健全度評価のあり方が明確化するとともに、維持修繕での評価基準や、施設横断的な比較基準の確立を図り、過剰投資の防止や確実な取捨選択を目指します。

なお、インフラ施設マネジメントの基本的な方針により維持管理コストの削減に取り組みますが、それでも財源の不足により、インフラ施設の機能を維持することが困難である場合には、この管理水準の見直しを検討します。

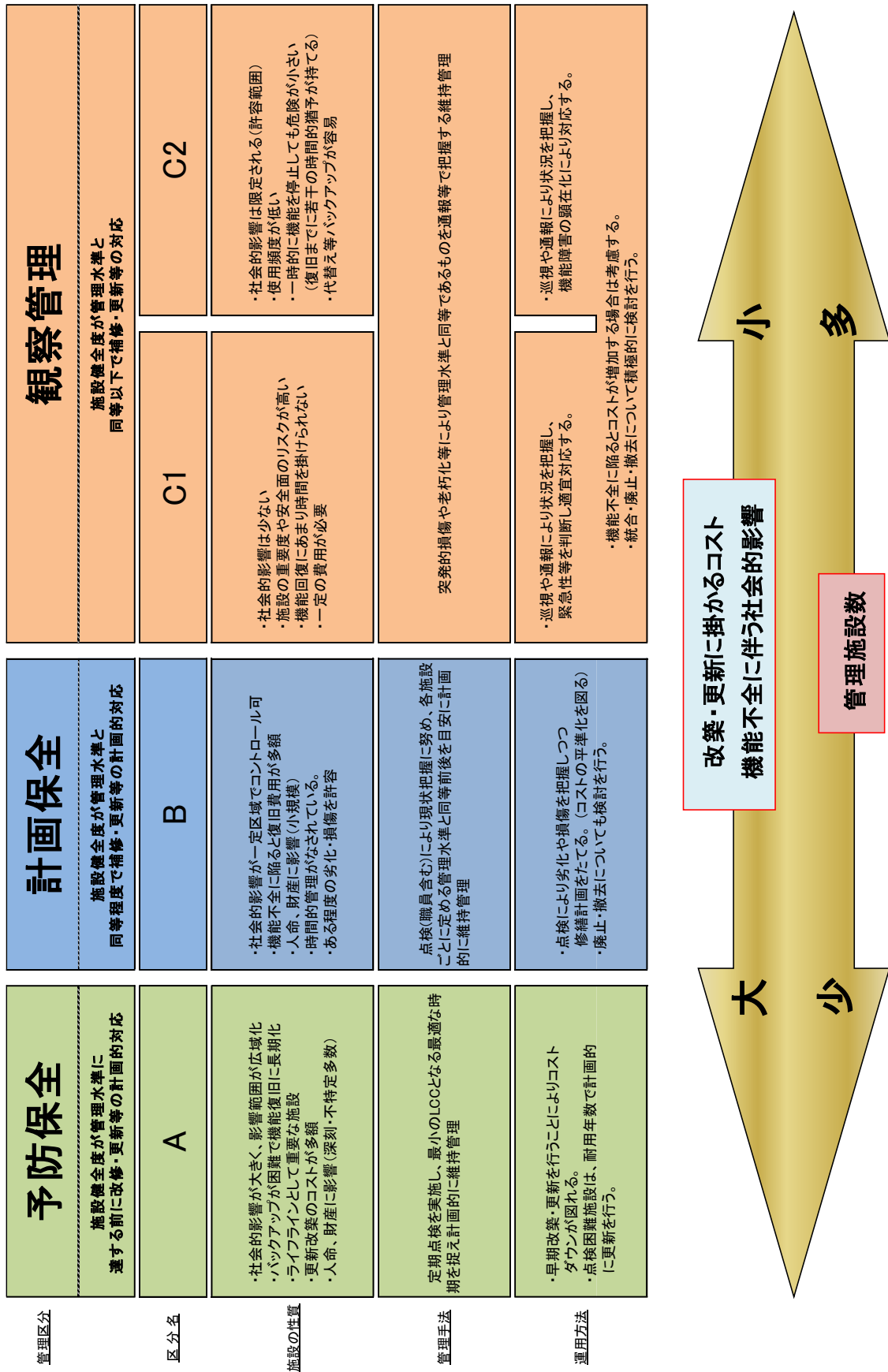


図 3-2 管理区分に関する体系図

(平成 28 年 3 月「犬山市土木施設マネジメント基本方針」より)

| 種別 | 予防保全 | | | 計画保全 | | | 観察管理 | | | |
|--------------|-----------------------------------|---------|----|-----------------------|---------|----|-----------------------|------|---------------------------|---|
| | A | あるべき方向性 | | B | あるべき方向性 | | C1 | C2 | | |
| | | 施設計画 | 点検 | | 施設計画 | 点検 | | 施設計画 | 点検 | |
| 道路 | 橋梁 (幹線道路及び重要路線) 横断歩道橋 | ○ | ○ | 橋梁 (生活道路) | △ | ○ | 舗装 (生活道路) | ○ | 街路灯 | ● |
| | | △ | ○ | トンネル | △ | ○ | 道路植栽 | ● | 道路側溝 | ● |
| 水道 | 浄水場等施設 送水管・導水管・配水管 (φ350以上) | △ | ○ | 舗装 (幹線道路) | △ | △ | のり面・擁壁等 (生活道路) | ● | 道路付属物 (防鼠柵、道路標識、道路表示等) | ● |
| | | △ | △ | 道路照明灯 | △ | △ | | | | |
| | | △ | △ | のり面・擁壁等 (幹線道路) | △ | △ | | | | |
| | | △ | △ | 道路標識 (F型) | △ | △ | | | | |
| 下水道 農業集排水 | 浄水場等施設 送水管・導水管・配水管 (φ350以上) | △ | ○ | 配水支管 (φ300以下) | △ | ☆ | 給水管 | — | | |
| | | △ | ☆ | 汚水管渠 | △ | ☆ | 仕切弁蓋 | ● | | |
| 公園 | 浄化センター(入庫) | △ | ○ | マンホールポンプ | △ | ○ | 取付管・最終井 | — | | |
| | | △ | ○ | 遊具 | △ | ○ | 人孔蓋 | ● | | |
| 和水土 池水 | ため池 (大規模・直下に集落有・社会的影響多大) | △ | ○ | ため池 (人家に影響有・受益範囲大) | △ | ○ | 植栽 (高木、低木、花壇、生垣など) | ● | 管理施設 (門、柵、車止め、照明灯など) | ● |
| | | △ | ○ | ため池 (雨水・排水・用水) | △ | ○ | 便益施設 (トイレ) | ● | 便益施設 (水飲み、手洗いなど) | ● |
| 消防水利 | ため池 (大規模・直下に集落有・社会的影響多大) | △ | ○ | ため池 (人家に影響有・受益範囲大) | △ | ○ | 排水路 | ● | 排水路 | ● |
| | | △ | ○ | ため池 (雨水・排水・用水) | △ | ○ | ため池 (人家に影響有・受益範囲小) | ● | 樋門 | ● |
| 消防水利 | ため池 (大規模・直下に集落有・社会的影響多大) | △ | ○ | ため池 (人家に影響有・受益範囲大) | △ | ○ | 調整池 | ● | | |
| | | △ | ○ | ため池 (雨水・排水・用水) | △ | ○ | 防火水槽 | ○ | | |
| 消防水利 | ため池 (大規模・直下に集落有・社会的影響多大) | △ | ○ | ため池 (人家に影響有・受益範囲大) | △ | ○ | 消火栓 | ○ | | |
| | | △ | ○ | ため池 (雨水・排水・用水) | △ | ○ | | | | |

- 【施設計画凡例】**
- 既存計画がある施設
 - △ 計画策定すべき施設
- 【点検凡例】**
- 点検(管理委託)している施設
 - ☆ 耐用年数などに応じ判断する施設
 - △ 点検対象とすべき施設
(現在の管理で改善の余地がある施設も含む)
 - 埋設物であるため、目視での点検が不可能な施設
 - バトロールや市民からの通報等により現地確認を行う施設

表 3-2 管理区分に関する体系図

(平成 28 年 3 月「犬山市公共土木施設マネジメント基本方針」より)

II. 施設の現状把握手法を確立・共有

■ 現状把握のための施設データの蓄積と活用

今後の維持管理を効率的に行なうためには、時点毎での施設の適切な現状把握が重要となります。整備年度をはじめ、補修履歴、点検結果など健全度評価や劣化度予測に必要なデータの整備を行い、効果的な施設計画の策定に繋げていきます。

特に現状把握の基礎となる各施設台帳については、これまで施設横断的な統一の基準を設定せずに整備されてきました。その結果、施設台帳自体の有無、データ形態の種類、施設情報の種類、更新の有無などにおいて、施設毎にバラつきがあり、今後必要となるデータの蓄積不足などの課題があります。整備済みの専用システムの有用性や様々なコストを考慮すると、施設台帳システムの統一といった形態を一元化することは現実的ではありません。

そこで、施設台帳のあり方を共有することで一元管理化することとします。施設台帳の整備方針を設定し(図 3-3)、管理区分に合わせて今後の管理に最低限必要となる必須項目を定めるとともに、データ更新についてのルールを設定し、今後の維持管理に活用できるデータの構築を図ります。なお、必須項目の整備とともに、紙媒体データの電子化や、共有が有効と思われるデータについての犬山市統合型 GIS を活用した共有台帳化など、施設データの活用に向けた改善や効率化にも努めていきます。

図 3-3 施設台帳整備方針

| | | 各施設台帳における整備すべき最低限の必須項目 | | | | | | | | | | |
|------|-----|------------------------|-----|--------|------|------|------|--------------|------|----------------|------|------|
| 管理区分 | 施設名 | 数量 | 位置図 | 最新の更新日 | 建設年度 | 施工業者 | 補修履歴 | 平面図等 付属図面 | 建設費用 | 補助事業名 充当補助額 | 補修費用 | 現況写真 |
| A | | | | | | | | | | | | |
| B | | | | | | | | | | | | |
| C1 | | | | | | | | | | | | |
| C2 | | | | | | | | | | | | |

■ 必須項目 ■ 区分によらず備えることが望ましい項目

- ※1) 上表必須項目以外について、各施設管理者が施設特性を判断し必要項目を追加する。
- ※2) 台帳は、各施設毎もしくは複数施設を一元的に台帳を整備し、データ更新や今後の活用を考慮し電子化を図る。
- ※3) 台帳本体に記載等が困難もしくは適さない場合は、別途付属台帳等として整備する。
(地方公営企業会計に属する施設においては、会計ルールに則った管理を優先した上で必須項目を補完する。)
- ※4) 平面図等付属図面とは、平面図、附属施設(設備)図等の各種図面又は仕様が確認できるもの。
- ※5) 現状として必須項目を満たしていない台帳については、出来る限りの対応範囲において速やかに整備する。
(管理施設数量が多い管理区分Cについても、本方針の趣旨を鑑み管理者として対応すべき範囲を判断する。)

台帳更新の原則

- ① 各施設台帳において毎年度の更新時期を明確化する。
- ② 年に1回は必ず更新を行い、更新に関する責任者を置き適正管理に努める。
- ③ 工事台帳等に更新に関するチェック欄を設ける。
- ④ 市発注以外の承認工事についてもリストを作成して更新について管理する。

Ⅲ. 日常管理業務の最適化(生産性の向上)

■ 発注方法(入札・契約)の見直し

維持管理業務に関する発注は、小規模・複雑な案件が多く、事務処理や現場確認などの量が多くなり、現状では効率的に業務を実施することが困難な状況にあります。

そこで、民間事業者の技術力やノウハウを活かすため、民間の創意工夫が出来る範囲を広げ、効率的・効果的に限られた財源を投入できる調達方法や適正な利益確保が可能となる発注方法などを検討し積極的な実施を推進します。

これまで仕様発注であったものを複数年の性能発注とすることで、包括的民間委託や指定管理者制度の活用をし、要求水準とリスク分担というルールを重視しながら、官民相互の協力により、コストの削減や平準化だけでなく行政サービスの向上を図ります。また、各地域や施設毎で発注されている維持業務を、一括発注することで、スケールメリットを活かし経費や事務量の削減を図ります。

なお、発注方法の見直しには、行政側に新たなノウハウも必要となります。性能発注におけるリスクの把握とモニタリング(業務品質評価)に対する検証が必要です。また、日常監視として優位性のある地域業者への配慮、施設横断的な調整、地方自治の本旨に基づいた民間との業務範囲の設定についても精査していきます。

■ 要望事業の取捨選択と説明責任

インフラ施設は、市民生活の基盤となる身近な存在であり、本市の発展のために必要不可欠な存在でもあることから、施設の健全度に対する市民の関心は非常に高く要望も多く寄せられます。一方で、今後は老朽化による施設の経年劣化が更に拡大することが予想され、施設を健全な状態で保全するための維持管理費用が増大し、施設によっては集中的な投資が必要となると想定されます。

そのため、計画的な維持管理手法による予算の平準化と同時に、市民要望に対して今後は更なる精査を行い、限られた財源の選択と集中を図ることが重要です。市域全体の中で見た健全度や優先度を定量化(点数化等)することで、市民要望に対する優先順位を検証し、町内会等地元組織との調整方法や要望の受付方法、現地確認・評価とその判断・対応、対応経過・結果の報告方法などについて、専門的な知見を持たない市民にも分かりやすく、限られた予算と職員でもスピード感を持って対応できるような効率化を図っていきます。

■ 管理範囲の軽減(附属施設等の縮減)

今後の社会経済情勢や本市の財政見通しを考慮すると、公共施設等への関連コストの縮減は回避できない課題です。ライフラインという性質も持つインフラ施設の総量削減については、公共建築物のマネジメントと違い非常に困難です。しかしながら、公共建築物の約 3

倍の資産を保有(固定資産台帳の評価額から算定)しているインフラ施設の負担を全く減らさず、全てを更新管理していくこともまた将来負担が増大することとなるため許容し難いと考えられます。

そこで、当面は施設の機能として可分な附属の施設(例えば道路植栽等)を中心に維持管理コストが大きなものや将来的にコストが増大すると見込まれるもの、また整備当初からの状況変化により過剰となったものなどを抽出し、その廃止や移管などにより管理範囲の軽減を検討し、維持管理の効率化によりコスト縮減を図ります。

なお、施設の廃止等の検討にあたっては、利便性や快適性が著しく低下し、まちとしての魅力が低下しないように、施設単体での重要性の評価に加え施設横断的な整合性やネットワークについても十分考慮します。また、検討に合わせメンテナンスフリーや長寿命化を考慮した製品等の採用(仕様の変更)によるコスト縮減についても検討します。

■ 人的資源の確保・育成

インフラ施設マネジメントを推進していくためには、職員の技術レベルや業務効率に対する意識の向上や柔軟な発想が必要となってきます。長年の経験により培った技術力や専門性が継承されるとともに、新たな技術や手法が柔軟に導入できるような人的資源の確保・育成を推進します。

職員の総合的な技術力の確保や向上により、委託・工事等の業務の効率化を図るため、所管や所属を超えた多種多様な技術研修会等への参加や、特殊案件や最新技術工事等についての庁内検討会等による水平展開を進めます。

また、工事等の品質確保や仕様の統一などの監理業務の効率化により、施設の長寿命化など長期的な視点でのコスト縮減を図るため、施設の種別毎での本市版工事監理マニュアルや施工基準マニュアルの作成、検査の質の向上、本市版ユニット積算の検討などと併せて、施工業者向けの勉強会も実施します。

更に、職員による点検や補修を行なうことで(人件費等コストの検証は必要)、技術力や意識といった資質の向上に努めスキルアップを図ります。また、マネジメントに必要な知識や経験を持った退職後の職員を、再任用職員や嘱託員として採用し、若手職員の育成に繋がります。

将来予測される課題の解決に向け、平成 25 年度から庁内にプロジェクトチーム(土木系インフラ資産最適化研究会)を設置し、インフラ施設マネジメントについて検討を行っています。今後も課題の抽出と改善を実施していく継続的な仕組みを展開していきます。

IV. 受益者負担の適正化と民間資金・技術の活用

■ PPP活用の推進

民間の創意工夫や市民ボランティアによる維持管理への連携など広い意味での PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ:官民連携もしくは公民連携)によって、行政サービスの質の向上と財政負担の軽減を図ることも可能です。

生活に身近な道路、河川、公園における除草など、日常的な維持管理については、地域住民の自発的な活動を推進するとともに、協働による整備、定期点検、修繕など施設管理における連携の幅を広げていきます。高齢化社会をプラスに捉え専門知識を持った市民に活躍の場を提供することで、本市の掲げる「健康市民づくり」の一翼を担うと考えられます。また、市民との相互理解や共通認識の形成など連携に向けた環境整備も行います。

■ 維持管理財源の確保

限られた財源の中で、適切な時期に適切な規模の投資を行うには、これまで「建設」を重視してきた財源配分バランスを「維持」へシフトしながら、必要な財源の確保に努めることとなります。

しかし、できるだけ他の施策に影響を与えないためにも、土木関連資産から生み出せる資金を調達するなどして、インフラ施設マネジメントへの投資については、自主財源を確保することが必要です。

インフラ施設として管理される保有資産を媒体とした活用としては、未利用土地の売却や貸付け、用途・区域等の変更による利活用、ネーミングライツ(命名権)の導入や広告収入の確保などを積極的に推進し、民間をはじめ新たな資金の調達に努めます。そのためには、民間ニーズの把握や、社会貢献型の民間参画への環境整備なども合わせて調査研究していきます。

(3) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の改修、更新等を行う際には、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえた上で、利用者の性別、年齢、国籍、障害の有無などに関わらず、誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化を図ります。

7. フォローアップの方針

- (1) 本総合管理計画の内容については、今後の社会情勢や財政状況の変化に応じて適宜見直しを行うこととします。
- (2) 本総合管理計画の実行にあたっては、各部署を横断した事業展開を可能にする組織（部署等）の設置の検討を進めると共に、具体的な実施計画を策定し実行性を高めた上で進行管理を行うこととします。
- (3) 本総合管理計画の成果については、庁内だけでなく、広く一般に公開することで公共施設マネジメントの「見える化」を順次進めます。

第4章 参考資料

1. 公共建築物リスト

公共建築物リスト（令和7年3月末時点）

| No. | 施設名 | 用途分類 (所管) | 用途分類 (利用) | 施設簡易 評価 | 建物 劣化 度 | 建物 管理 度 | 運 用 費 用 度 | 設 備 管 理 度 | 立 地 環 境 度 | 施 設 活 用 度 |
|-----|------------------|--------------|--------------|------------|---------------|---------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1 | 犬山市役所 本庁舎 | 公用 | 窓口サービス | 維持継続 | A | C | C | A | A | C |
| 2 | 消防署北出張所 | 警察消防 | 倉庫通路等 | 維持継続 | A | B | B | A | A | C |
| 3 | 池野出張所 | 公用 | 窓口サービス | 更新検討 | A | D | C | A | A | A |
| 4 | 羽黒出張所 | 公用 | 窓口サービス | 維持継続 | A | B | A | A | A | C |
| 5 | 楽田出張所 | 公用 | 窓口サービス | 維持継続 | A | B | A | A | A | C |
| 6 | 五郎丸子ども未来園 | 福祉医療 | 特定 | 維持継続 | A | B | C | A | A | C |
| 7 | 上木子ども未来園 | 福祉医療 | 特定 | 維持継続 | A | B | C | A | A | C |
| 8 | 城東子ども未来園 | 福祉医療 | 特定 | 維持継続 | A | B | C | A | A | A |
| 9 | 今井子ども未来園 | 福祉医療 | 特定 | 維持継続 | A | B | B | A | A | C |
| 10 | 羽黒子ども未来園 | 福祉医療 | 特定 | 維持継続 | A | D | B | A | A | B |
| 11 | 楽田子ども未来園 | 福祉医療 | 特定 | 維持継続 | A | B | B | A | A | C |
| 12 | 羽黒北子ども未来園 | 福祉医療 | 特定 | 維持継続 | A | D | C | A | A | C |
| 13 | 楽田西子ども未来園 | 福祉医療 | 特定 | 維持継続 | A | B | C | A | A | C |
| 14 | 丸山子ども未来園 | 福祉医療 | 特定 | 維持継続 | A | B | C | A | A | C |
| 15 | 城東第2子ども未来園 | 福祉医療 | 特定 | 維持継続 | A | B | C | A | A | C |
| 16 | 羽黒南子ども未来園 | 福祉医療 | 特定 | 維持継続 | A | B | C | A | A | C |
| 17 | 楽田東子ども未来園 | 福祉医療 | 特定 | 維持継続 | A | B | C | A | A | A |
| 18 | 橋爪子ども未来園 | 福祉医療 | 特定 | 維持継続 | B | B | C | A | A | B |
| 19 | 城東児童センター | 福祉医療 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | B | A | B |
| 20 | 城東第2児童クラブ室 | 福祉医療 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | B | A | D |
| 21 | 羽黒児童センター | 福祉医療 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | B | A | B |
| 22 | 犬山西児童センター | 福祉医療 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | B | A | A |
| 23 | 東児童センター | 福祉医療 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | B | A | C |
| 24 | 犬山南児童センター | 福祉医療 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | B | A | B |
| 25 | 楽田児童センター | 福祉医療 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | A | A | A |
| 26 | 母子生活支援施設 キルシエハイム | 福祉医療 | 特定 | 譲渡済 | - | - | - | - | - | - |
| 27 | こすもす園 | 福祉医療 | 特定 | 維持継続 | A | B | A | B | A | D |
| 28 | 福祉活動センター | 福祉医療 | 活動 | 維持継続 | A | D | A | B | A | C |
| 29 | 東部老人憩の家 | 福祉医療 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | B | A | A |
| 30 | 前原老人憩の家 | 福祉医療 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | A | A | C |
| 31 | 東ふれあいセンター | 福祉医療 | 活動 | 維持継続 | A | D | A | B | A | B |
| 32 | 内田老人憩の家 | 福祉医療 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | A | A | B |
| 33 | 五郎丸老人憩の家 | 福祉医療 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | A | A | B |
| 34 | 犬山西ふれあいセンター | 教育文化 | 活動 | 維持継続 | A | B | B | B | A | B |
| 35 | 池野老人憩の家 | 福祉医療 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | A | A | C |
| 36 | 南老人福祉センター | 福祉医療 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | A | A | B |
| 37 | 羽黒老人福祉センター | 福祉医療 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | A | A | B |
| 38 | 楽田老人福祉センター | 福祉医療 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | B | A | A |
| 39 | 今井ふれあいセンター | 教育文化 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | B | B | A |
| 40 | 高齢者活動センター | 福祉医療 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | A | A | C |

| No. | 施設名 | 用途分類 (所管) | 用途分類 (利用) | 施設簡易 評価 | 建物 劣化 度 | 建物 管理 度 | 運 用 費 用 度 | 設 備 管 理 度 | 立 地 環 境 度 | 施 設 活 用 度 |
|-----|-------------------------|--------------|--------------|------------|---------------|---------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 41 | 南部高齢者活動センター | 福祉医療 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | A | A | C |
| 42 | 犬山ふれあいプラザ | 福祉医療 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | B | A | D |
| 43 | 旧犬山市訪問看護ステーション | 福祉医療 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | B | A | D |
| 44 | 福祉会館 | 福祉医療 | 活動 | 廃止済 | - | - | - | - | - | - |
| 45 | 身体障害者活動センター ふれんど | 福祉医療 | 特定 | 維持継続 | A | B | B | A | A | C |
| 46 | 心身障害者更生施設 いぶき | 福祉医療 | 特定 | 維持継続 | A | B | A | B | A | B |
| 47 | 市民健康館 | 福祉医療 | 活動 | 維持継続 | A | C | C | A | A | B |
| 48 | さくら工房 | 福祉医療 | 活動 | 維持継続 | A | D | B | A | A | B |
| 49 | 保健センター | 福祉医療 | 窓口サービス | 維持継続 | A | D | A | C | A | C |
| 50 | 休日急病診療所 | 福祉医療 | 窓口サービス | 維持継続 | B | D | A | B | A | D |
| 51 | 犬山市消防本部庁舎 | 警察消防 | 倉庫通路等 | 維持継続 | A | C | B | B | A | C |
| 52 | 消防署南出張所 | 警察消防 | 倉庫通路等 | 維持継続 | A | D | C | A | A | C |
| 53 | 第1分団車庫 | 警察消防 | 倉庫通路等 | 維持継続 | A | B | A | B | A | D |
| 54 | 第2分団車庫 | 警察消防 | 倉庫通路等 | 維持継続 | A | B | A | B | A | D |
| 55 | 第3分団車庫 | 警察消防 | 倉庫通路等 | 維持継続 | A | D | A | B | A | D |
| 56 | 第4分団車庫 | 警察消防 | 倉庫通路等 | 維持継続 | A | B | A | B | A | D |
| 57 | 第6分団車庫 | 警察消防 | 倉庫通路等 | 維持継続 | A | D | A | B | A | D |
| 58 | 楽田地区学習等供用施設 | 教育文化 | 窓口サービス | 維持継続 | A | B | A | A | A | C |
| 59 | 城東地区学習等供用施設 | 教育文化 | 窓口サービス | 維持継続 | A | B | B | A | A | C |
| 60 | 羽黒地区学習等供用施設 | 教育文化 | 窓口サービス | 維持継続 | A | B | A | A | A | C |
| 61 | 犬山南地区学習等供用施設 | 教育文化 | 窓口サービス | 維持継続 | A | D | B | A | A | C |
| 62 | 上野地区学習等供用施設 | 教育文化 | 窓口サービス | 維持継続 | A | D | B | A | A | C |
| 63 | 丸山地区学習等供用施設 | 教育文化 | 窓口サービス | 維持継続 | A | B | A | A | A | B |
| 64 | 犬山西公民館 | 教育文化 | 活動 | 廃止済 | - | - | - | - | - | - |
| 65 | 善師野公民館 | 教育文化 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | A | A | B |
| 66 | 塔野地公民館 | 教育文化 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | A | A | A |
| 67 | 犬山市民文化会館 | 教育文化 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | A | A | B |
| 68 | 南部公民館 | 教育文化 | 活動 | 維持継続 | A | B | C | B | A | A |
| 69 | 犬山市立図書館 | 教育文化 | 窓口サービス | 維持継続 | A | D | A | C | A | B |
| 70 | 武道館 | 教育文化 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | A | A | A |
| 71 | 勤労青少年ホーム | その他 | 活動 | 維持継続 | A | D | A | A | A | A |
| 72 | 野外活動センター | 教育文化 | 居住宿泊 | 維持継続 | A | B | C | A | A | C |
| 73 | 青塚古墳史跡公園ガイダンス施設 | 教育文化 | 窓口サービス | 維持継続 | A | C | B | A | A | B |
| 74 | 中本町まちづくり拠点施設 | 教育文化 | 活動 | 維持継続 | A | B | B | A | A | C |
| 75 | 犬山市文化史料館 | 教育文化 | 窓口サービス | 維持継続 | A | B | C | A | A | A |
| 76 | 余坂木戸口まちづくり拠点施設 | 教育文化 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | B | A | C |
| 77 | 余坂木戸口まちづくり拠点施設別館 | 教育文化 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | B | A | C |
| 78 | 旧大手門まちづくり拠点施設 | 教育文化 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | B | A | D |
| 79 | 楽田ふれあいセンター | 教育文化 | 活動 | 更新検討 | A | D | D | B | A | B |
| 80 | 犬山市民交流センター(旧犬山国際観光センター) | 教育文化 | 活動 | 更新検討 | A | D | D | A | A | A |
| 81 | 犬山幼稚園 | 教育文化 | 特定 | 維持継続 | A | B | A | A | A | B |
| 82 | 犬山北小学校 | 教育文化 | 特定 | 維持継続 | A | C | A | B | A | A |
| 83 | 犬山南小学校 | 教育文化 | 特定 | 維持継続 | A | B | B | A | A | A |
| 84 | 城東小学校 | 教育文化 | 特定 | 維持継続 | A | C | A | B | A | C |
| 85 | 今井小学校 | 教育文化 | 特定 | 維持継続 | A | B | A | B | A | D |

| No. | 施設名 | 用途分類 (所管) | 用途分類 (利用) | 施設簡易 評価 | 建 物 劣 化 度 | 建 物 管 理 度 | 運 用 費 用 度 | 設 備 管 理 度 | 立 地 環 境 度 | 施 設 活 用 度 |
|-----|----------------|--------------|--------------|------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 86 | 栗栖小学校 | 教育文化 | 特定 | 維持継続 | A | C | A | B | A | D |
| 87 | 羽黒小学校 | 教育文化 | 特定 | 維持継続 | A | B | B | B | A | B |
| 88 | 楽田小学校 | 教育文化 | 特定 | 維持継続 | A | B | A | B | A | A |
| 89 | 池野小学校 | 教育文化 | 特定 | 維持継続 | A | B | B | B | A | A |
| 90 | 東小学校 | 教育文化 | 特定 | 維持継続 | A | B | D | B | A | B |
| 91 | 犬山西小学校 | 教育文化 | 特定 | 維持継続 | A | B | A | B | A | A |
| 92 | 犬山中学校 | 教育文化 | 特定 | 維持継続 | A | B | A | B | A | A |
| 93 | 城東中学校 | 教育文化 | 特定 | 維持継続 | A | B | A | B | A | A |
| 94 | 南部中学校 | 教育文化 | 特定 | 維持継続 | A | B | A | B | A | A |
| 95 | 東部中学校 | 教育文化 | 特定 | 維持継続 | A | B | A | B | A | B |
| 96 | 犬山里山学センター | 教育文化 | 窓口サービス | 維持継続 | A | B | A | A | A | C |
| 97 | 小野洞事務所 | 公用 | 窓口サービス | 維持継続 | D | B | A | B | A | C |
| 98 | 旧磯部家住宅復原施設 | 教育文化 | 窓口サービス | 更新検討 | D | C | A | A | A | C |
| 99 | 旧堀部家住宅 | 教育文化 | 窓口サービス | 更新検討 | D | B | A | B | A | D |
| 100 | 旧加茂郡銀行羽黒支店復原施設 | 教育文化 | 活動 | 維持継続 | A | D | A | B | A | C |
| 101 | 立体駐車場 | 公用 | 窓口サービス | 維持継続 | A | D | A | B | A | C |
| 102 | 犬山市役所 西庁舎 | 公用 | 窓口サービス | 維持継続 | A | D | A | B | A | C |
| 103 | 犬山市役所 分庁舎 | 公用 | 窓口サービス | 廃止済 | - | - | - | - | - | - |
| 104 | 城東出張所 | 公用 | 窓口サービス | 利用検討 | A | D | B | D | A | C |
| 105 | 第5分団車庫(楽田出張所内) | 警察消防 | 倉庫通路等 | 維持継続 | A | B | A | B | A | D |
| 106 | 薬師市営住宅 | 建設交通 | 居住宿泊 | 維持継続 | C | B | A | B | A | C |
| 107 | 秋葉下市営住宅 | 建設交通 | 居住宿泊 | 維持継続 | C | B | A | B | A | C |
| 108 | 中野市営住宅 | 建設交通 | 居住宿泊 | 維持継続 | C | B | A | B | A | C |
| 109 | 向米野市営住宅 | 建設交通 | 居住宿泊 | 維持継続 | C | B | A | B | A | C |
| 110 | 西ノ山市営住宅 | 建設交通 | 居住宿泊 | 廃止済 | - | - | - | - | - | - |
| 111 | 西北野市営住宅 | 建設交通 | 居住宿泊 | 維持継続 | C | B | A | B | A | C |
| 112 | 塔野地市営住宅 | 建設交通 | 居住宿泊 | 維持継続 | C | B | A | B | A | C |
| - | 小弓ヶ丘市営住宅 | 建設交通 | 居住宿泊 | 廃止済 | - | - | - | - | - | - |
| 113 | 犬山市松本町集会場 | 教育文化 | 活動 | 維持継続 | D | B | A | B | A | D |
| 114 | 天神集会場 | 教育文化 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | B | A | C |
| 115 | 羽黒中央公園 | 教育文化 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | B | A | B |
| 116 | わん丸リサイクル小屋 | その他 | 窓口サービス | 維持継続 | A | B | B | A | A | D |
| 117 | わん丸エコステーション | その他 | 窓口サービス | 維持継続 | D | B | A | A | A | C |
| 118 | 犬山城管理事務所等 | 教育文化 | 窓口サービス | 更新検討 | D | D | C | D | A | C |
| 119 | 城前観光案内所 | その他 | 窓口サービス | 維持継続 | A | B | A | A | A | C |
| 120 | 羽黒東部作業所 | 福祉医療 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | A | A | D |
| 121 | 弓道場 | 教育文化 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | B | A | A |
| 122 | 体育センター | 教育文化 | 活動 | 維持継続 | A | B | A | A | A | B |

※ 施設簡易評価は令和6年度施設カルテにおける評価結果

2. 施設別管理水準一覧（平成28年3月「犬山市公共土木施設マネジメント基本方針」より）

| 種別 | 施設名 | 管理区分 | 施設の機能 | 管理水準 | |
|---------------------------|---------------------|-------------------------------------|--|--|---------|
| | | | | 施設計画 | あるべき方向性 |
| 道路 | 橋梁 (幹線道路/重要路線) | A | 河川、用水、鉄道などに架け渡し道路を結ぶ施設 (地区間を繋ぐ交通量の多い路線、桁下に第三者影響に至る施設がある箇所は重要度が高い) この場合の幹線道路とは、1・2級市道、重要路線とは、災害時に幹線道路と緊急輸送路を兼ねる道路 | 道路法に基づき点検要領に従い定期点検を5年1度行い、結果に応じた管理を行う。 (点検は外部委託による) | ○ |
| | 横断歩道橋 | A | 車道または鉄道を横断する歩行者あるいは自転車利用者を、単独に車道等から上方に立体的に分離し、歩行者等の安全確保を目的とする施設 | 道路法に基づき点検要領に従い定期点検を5年1度行い、結果に応じた管理を行う。 | ○ |
| | 橋梁 (生活道路/第三者影響有) | B | 河川、用水、鉄道などに架け渡し道路を結ぶ施設 この場合の生活道路とは、幹線道路以外の道路 (落橋等により使用ができなくなるなど孤立する民家がある箇所) | 道路法に基づき点検要領に従い定期点検を5年1度行い、異常が発見された場合には、詳細な点検をし結果に応じた管理を行う。 (点検は職員により主要部材のみ行う) | ○ |
| | 橋梁 (生活道路/第三者影響無) | B | 河川、用水、鉄道などに架け渡し道路を結ぶ施設 この場合の生活道路とは、幹線道路以外の道路 (落橋等も近回により復旧が可能なものや、日常的に利用する人がいない箇所) | 道路法に基づき点検要領に従い定期点検を5年1度行い、異常が発見された場合には、対応の必要性を点検する。 (点検は職員により主要部材のみ行う) | ○ |
| | トンネル | B | 2地点間の交通を目的として建設された地下構造物 | 道路法に基づき点検要領に従い定期点検を5年1度行い、結果に応じた管理を行う。 | ○ |
| | 舗装 (幹線道路) | B | 道路表面の耐久力を増すために、アスファルト等で敷き固めた施設 この場合の幹線道路とは、主に市の骨格的な道路網を形成する道路 | 点検を行い、出来る限り表層打ち換えにより対応が可能な段階を把握し修繕を行う。 | △ |
| | 道路照明灯 | B | 道路照明灯は、夜間において、あるいはトンネル等の明るさが急変する場所において、道路状況、交通状況、歩行者等の安全確保を目的とするための良好な視環境を確保し、道路交通安全、円滑を図ることを目的とした施設 | 点検を行い、施設自体の故障や器具の落下等の恐れがある場合は更新・修繕を行う。 | △ |
| | のり面・擁壁等 (幹線道路) | B | 盛土・切土などの人工斜面や、自然斜面において用地の確保や斜面の安定を目的に壁状に連続した土留め構造物等の施設 この場合の幹線道路とは、主に市の骨格的な道路網を形成する道路 | 点検、道路ハトロールや通報等により損傷や異常が確認された場合は、詳細調査を実施し修繕を行う。 | △ |
| | 道路標識 (F型) | B | 道路利用者に対して、地理の案内や道路の警告、規制などの情報を知らせる施設 この場合のF型とは、片持式(バーバーハング式)の標識 | 点検を行い、施設自体の腐蝕や表示の落下等の恐れがある場合は更新・修繕を行う。 | △ |
| | 舗装 (生活道路) | C1 | 道路の耐久力を増すために、その表面をアスファルト等で敷き固めた施設 この場合の生活道路とは、幹線道路以外の道路 | 道路ハトロールや通報等により損傷が確認された場合は、緊急性を判断し修繕を行う。 | ● |
| | 道路擁壁 | C1 | 道路横断を向上するとともに、歩車道分離による歩行者の安全確保、緑地の提供、交通の円滑化等の効果がある施設 | 樹種による成長速度の違いや樹木の配置等を踏まえて、サイクルを定め定期的に剪定を行う。 枝が伸びすぎて道路交通や他の道路施設などに支障となっている場合は、支障箇所の剪定を行う。 | ● |
| | のり面・擁壁等 (生活道路) | C1 | 盛土・切土などの人工斜面や、自然斜面において、用地の確保や斜面の安定を目的に、壁状に連続して設ける土留め構造物等の施設 この場合の生活道路とは、幹線道路以外の道路 | 道路ハトロールや通報等により損傷や異常が確認された場合は、詳細調査を実施し修繕を行う。 崩壊等の機能障害により居住住宅が発生する等の緊急性を判断し対応する。 | ● |
| | 街路灯・防犯灯 | C2 | 夜間不特定の人が通行する道路等で、暗くて通行に支障がある場所や、防犯上不安のある場所に設置される電灯(道路照明灯より照射範囲が狭い) | 道路ハトロールや通報等により点灯不良等があった場合は更新・修繕をする。 | ● |
| | 道路側溝 | C2 | 道路の路面排水のために、道路の側溝等に設けた排水施設 | 道路ハトロールや通報等により損傷や機能不良等が確認された場合は修繕を行う。 | ● |
| 道路付属物 (防護柵、道路標識、道路表示等) | C2 | 道路構造の保全や安全、円滑な道路交通の確保、その他道路管理上必要な施設 | 道路ハトロールや通報等により損傷や機能不良等が確認された場合は修繕を行う。 | ● | |

| 種別 | 施設名 | 管理区分 | 施設の機能 | 管理水準 | | |
|----|------------------------|------|--|---|---------|---|
| | | | | 施設計画 | あるべき方向性 | |
| 水道 | 浄水場等施設 | A | 安心で安全な水道の供給 水を作る(浄水場)、県水から受ける(配水場) 水源地の保持 | ポンプ設備、電氣設備などの耐用年数による計画的な更新を行う。 老朽管路の耐用年数による更新、布設替えを行う。 耐震化を行う。 | △ | ○ |
| | 送水管・導水管 配水管(φ350以上) | A | 水を効率的・被災時に適切に送る管路 施設から施設へ導水(送水管)、原水浄水施設へ(導水管) 浄水場・配水場からの幹線管路(配水管) | 老朽管路の耐用年数による更新、布設替えを行う。 災害時重要給水施設への管路の耐震化を行う。 | △ | ☆ |
| | 配水管(φ300以下) | B | 配水管本管から分岐し、いっつかの地域に安定して配水する管路 | 老朽管路の耐用年数による更新、布設替えを行う。 漏水の多い区間を布設替え検討を行う。 | △ | ☆ |
| | 給水管 | C1 | 配水支管から各家庭へ安定して給水する管路 | 漏水箇所が確認された場合は速やかに修繕を行う。 | | — |
| | 仕切弁蓋 | C1 | 水道管内の水道水の開閉をおこなう役割である仕切弁を収納する鋼鉄製のボックス蓋 | 鋼鉄蓋の摩耗・沈下・突出・開閉機能状況等により更新・修繕を行う。 | | ● |
| | 浄化センター(入鹿) | A | 農業集落排水地区である入鹿・神尾地区の下水を処理する施設(処理水は幼川へ放流) (施設が停止すると処理区域の汚水が浄化されずあふれ出るため24時間監視を実施) | 設備機器は耐用年数をもとに長期整備計画により更新・修繕を行う。 簡易なメンテナンスは保守点検委託で随時行う。 更に、保守点検による毎月の報告状況を確認しながら対応を検討する。 | △ | ○ |
| | 汚水管渠 | B | 各家庭から排出される汚水を集めて県流域下水道管理との接続点まで運ぶ管渠 集水面積が20ha以上あるものが幹線それ以外が枝線 | 埋設後40〜50年経過した管よりから層状点検を行い計画的に修繕及び更生による補修を行う。 修理基準、継手のスレ7.6mm以上の附根、クラック幅方向及び円周方向に5mm以上(国土交通省) | △ | ☆ |
| | マンホールポンプ | B | 自然流下では流せない地形においてポンプによる送送により下流へ流下させる施設 (停止するとマンホール内に汚水が溜まり溢れ出る恐れがある為24時間監視を実施) | 機器類の簡易なメンテナンスは保守点検委託で随時行う。 更新・修繕等は毎月の報告状況を確認しながら対応を検討する。 | △ | ○ |
| | 取付管・公共汚水柵 | C1 | 各家庭の汚水・雑排水を汚水管渠へ流す施設 | 各家庭より連絡を要して現地確認とし、詰まりや不良があれば解消する。 | | — |
| | 人孔蓋 | C1 | 道路地下等に埋設されている管渠の途中に設けられた作業・点検用の出入口となる人孔(マンホール)の 鋼鉄製蓋 | 鋼鉄蓋の摩耗・沈下・突出・開閉機能状況等により更新・修繕を行う。 | | ● |
| 公園 | 遊具 | B | 子どもの安全で安心な遊び場や健康増進のための施設 利用者の多くは子ども(管理の状況により大きな事故につながる恐れもある) | 年4回の定期点検(日本公園施設業協会基準)の報告状況を確認し対応を検討する。 なお、施設の修繕・更新が困難な場合は撤去も検討する。 | △ | ○ |
| | 植栽(高木、低木、花壇、生垣など) | C1 | 都市のオープンスペースにおける緑化の推進 木陰の提供や自然環境の維持 | 安全上、防犯上等で管理に支障があるものについては剪定・撤去を行う。 | | ● |
| | 便益施設(トイレ) | C1 | 公園の利便性・快適性を高める施設のひとつである公共トイレ (使用頻度が比較的高く緊急時の使用が見込まれる) | 点検や通報等により損傷が確認された場合には更新・修繕を行う。 なお、施設の修繕・更新が困難な場合は撤去も検討する。 | | ● |
| | 管理施設(門、柵、車止め、照明灯など) | C2 | 公園内の安全性を高めるために管理上必要な施設 | 点検や通報等により損傷が確認された場合には緊急性を判断し更新・修繕を行う。 なお、施設の修繕・更新が困難な場合は撤去も検討する。 | | ● |
| | 便益施設(水飲み、手洗い、ゴミ箱など) | C2 | 公園の利便性・快適性を高める施設 | 点検や通報等により損傷が確認された場合には緊急性を判断し更新・修繕を行う。 なお、施設の修繕・更新が困難な場合は撤去も検討する。 | | ● |
| | 休養施設(四阿、ベンチなど) | C2 | 公園の利便性・快適性を高める施設 | 点検や通報等により損傷が確認された場合には緊急性を判断し更新・修繕を行う。 なお、施設の修繕・更新が困難な場合は撤去も検討する。 | | ● |

| 種別 | 施設名 | 管理区分 | 施設の機能 | 管理水準 | あるべき方向性 | |
|-------|-----------------------------|------|---|--|---------|----|
| | | | | | 施設計画 | 点検 |
| 利水・治水 | ため池 (大規模・直下に集落有・社会的影響多大) | A | 農業用水のため池 (堤防決壊等により人家やインフラに甚大な被害が与える可能性がある) | 定期的な堤体等を点検し必要に応じた整備を検討する。 | △ | ○ |
| | ため池 (人家に影響有・受益範囲大) | B | 農業用水のため池 (堤防決壊等により人家が流される災害につながる可能性がある) | 田植え前に枯守に確認してもらい、使用に支障があれば修繕を行う。 堤体に漏水等が見られた場合は対策を検討する。 | △ | ○ |
| | ポンプ施設 (雨水、排水、用水) | B | 下流に水を送るため、ポンプにより水をくみ上げる施設 | 定期点検や通報などにより損傷が確認された場合に更新・修繕を行う。 | △ | ○ |
| | 水処理施設 (高根洞) | B | 降雨により土壌から発生する自然由来の重金属等を処理し河川に放流する施設 | 水質調査により異常が確認された場合は対策を検討する。 定期点検や通報により施設の損傷が確認された場合は、更新・修繕を行う。 | △ | ○ |
| | 調整池 | C1 | 集中豪雨などの局地的な出水により、河川の流下能力を超過する可能性があるため、河川に入る前に一時的にとどめるための池 | 定期点検や通報により、計画水量を確保できないほどの土砂の堆積及び子供などが容易に侵入できるような損傷がある場合対策を行う。 | | ● |
| | 用水路 | C1 | 農業用水を適切に農地に送る施設 | 通報などにより損傷や機能不良が確認された場合は更新・修繕を行う。 | | ● |
| | ため池 (人家に影響無・受益範囲小) | C1 | 農業用水のため池 | 田植え前に枯守に確認してもらい、使用に支障があれば修繕を行う。 堤体に漏水等が見られた場合は対策を検討する。 | | ● |
| | 排水路 | C2 | 雨水や農業排水、生活雑排水などの不要になった水を流す施設 | 通報等により管理上支障がある場合に修繕を行う。 | | ● |
| | 樋門 | C2 | 用水の取り入れのため設ける通水路 水位を調整する役割 | 出水期前に守をえている人に確認してもらい使用困難であれば修繕を行う。 | | ● |
| | 防火水槽 | C1 | 火災の際に消火活動を行うため、水を貯めておく消防水利施設 | 大山消防要綱に基づき、年1回以上の点検を行い施設が使用可能なかの調査を行い必要であれば修繕を行う。 | | ○ |
| | 消火栓 | C1 | 火災の際にホースを接続し、放水するための消防水利施設 | 大山消防要綱に基づき、年1回以上の点検を行い施設が使用可能なかの調査を行い必要であれば修繕を行う。 | | ○ |

【管理区分】

| | | | | | |
|----|--|---|---------------------------------|---|--------------|
| A | 予防保全を行う施設(影響範囲が広く、改善コストが高く、施設の重要性が高い) | ○ | 点検(管理委託している施設) | ○ | 計画が策定されている施設 |
| B | 計画保全を行う施設の中で管理水準選定した際に補修・更新を行う施設 | ☆ | 耐用年数などに応じ判断する施設 | △ | 計画策定すべき施設 |
| C1 | すぐに更新・交換が必要なもの | △ | 点検対象とすべき施設(現在の管理で改善の余地がある施設も含む) | | |
| C2 | 復旧までに多少の猶予があり、緊急度が低く、場合によっては撤去の検討が可能な施設。 | — | 埋設物であるため、目視での点検が不可能な施設 | | |
| | | ● | ハトールや市民からの通報等により現地確認を行う施設 | | |

【点検凡例】

【施設管理凡例】

3. 施設保有量及び有形固定資産減価償却率の推移

| 年度 | 施設保有量 | うち本計画対象施設 (※1) | 有形固定資産 減価償却率(※2) |
|----------|---------------------------|---------------------------|---------------------|
| 平成 28 年度 | 200,816.17 m ² | 182,304.95 m ² | 58.2% |
| 平成 29 年度 | 201,040.29 m ² | 182,218.27 m ² | 59.9% |
| 平成 30 年度 | 203,695.34 m ² | 182,814.26 m ² | 61.1% |
| 令和元年度 | 203,491.27 m ² | 182,793.49 m ² | 61.5% |
| 令和 2 年度 | 194,364.96 m ² | 176,483.03 m ² | 61.8% |
| 令和 3 年度 | 193,441.47 m ² | 175,624.34 m ² | 61.4% |
| 令和 4 年度 | 190,517.14 m ² | 175,313.24 m ² | 65.0% |
| 令和 5 年度 | 191,125.24 m ² | 174,173.62 m ² | 65.6% |
| 令和 6 年度 | 193,478.10 m ² | 175,641.41 m ² | ※3 |

出典：財産に関する調書（施設保有量）、財政状況資料集（有形固定資産減価償却率）

※1 主体となる建物に附属する小規模な建築物（倉庫、トイレ、自転車置場など）を除く施設
（参考資料 1：公共建築物リスト参照）

※2 有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合。耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。

※3 令和 8 年 3 月時点算定中

4. 施設に係る経費の推移

| 年度 | 経費(※) | (参考)施設数 |
|---------|--------------|---------|
| 令和元年度 | 4,832,639 千円 | 119 施設 |
| 令和 2 年度 | 3,274,206 千円 | 117 施設 |
| 令和 3 年度 | 3,458,334 千円 | 117 施設 |
| 令和 4 年度 | 3,714,820 千円 | 116 施設 |
| 令和 5 年度 | 4,465,770 千円 | 116 施設 |
| 令和 6 年度 | 4,977,918 千円 | 117 施設 |

出典：施設カルテ

※ 各施設の支出から収入を差し引いた額。支出には大規模改修費、建設工事費及び備品購入費を含む。

5. 長寿命化対策等を反映した場合の見込み及び対策の効果額

本市の保有する公共施設について、今後 30 年変えずに維持した場合の更新経費を試算すると約 456 億円（約 15 億円/年）となる見込みですが、各個別施設計画及び近年実施した施設の統廃合を踏まえた更新経費を試算すると、約 373 億円（約 12 億円/年）となり、約 83 億円（約 3 億円/年）縮減される見込みです。

施設の更新等に係る経費の見込み

| | 耐用年数経過時 単純更新した場合 | 長寿命化対策を 反映した場合 | 対策の効果額 |
|----------|---------------------|-------------------|--------------|
| 今後 30 年間 | 45,573,502 千円 | 37,256,529 千円 | 8,316,973 千円 |
| 1 年当たり | 1,519,117 千円 | 1,241,881 千円 | 277,232 千円 |

なお、インフラ施設については、統廃合等による保有総量の縮減が難しいため更新経費を試算していませんが、計画的な施設の点検等の実施により長寿命化を図り、更新経費の削減に努めます。

6. これまでの主な取り組み

■ 計画等

| | |
|----------|---|
| 平成 26 年度 | 犬山市公共施設マネジメント基本計画策定 |
| 平成 27 年度 | 犬山市公共土木施設マネジメント基本方針策定 |
| 平成 28 年度 | 犬山市公共施設等総合管理計画策定 |
| 令和 2 年度 | 個別施設計画策定 公共施設管理システム導入、施設カルテ作成開始(令和元年度分～) |

■ 建築物(平成 28 年度以降) ※()内は工事等の実施年度

| | |
|--------------------------------------|---|
| 旧体育館 | 体育館解体(H28)、跡地整備(H29) |
| 小学校 | 楽田小学校改修(改築)(H28～R3) 犬山南小学校改修(改築)(R2～) |
| 児童クラブ | 児童館・児童センター等で実施している児童クラブを小学校内に移設 全体構想策定(H28)、東(H29)、羽黒(H30)、栗栖(H30)、犬山北(R1)、楽田(R2)、犬山西(R7) |
| 子ども未来園 | 橋爪・五郎丸子ども未来園を統合し、橋五こども未来園を建設(R6 竣工、R7 開園) 羽黒・羽黒北子ども未来園を統合し旧市民プール跡地に民設民営による新園建設(R8 開園)、旧羽黒・羽黒北子ども未来園は解体(R8 予定) |
| 福祉会館 国際観光センターフロイデ 大手門まちづくり拠点施設 | 福祉会館・大手門まちづくり拠点施設の有する機能を、フロイデを中心とした市内の他施設に移転したうえで、福祉会館を閉館し解体、大手門まちづくり拠点施設の活用検討 フロイデ:改修(R1)、市民交流センターとしてリニューアルオープン(R2.4) 福祉会館:閉館(R2.3)、建物解体(R2) |

| | |
|----------------------------------|---|
| からくり展示館 (文化史料館別館) | 土地(賃借)が「土砂災害特別警戒区域」「土砂災害警戒区域」に指定されたうえ建物(賃借)の老朽化も進んでいたため、文化史料館南駐車場の敷地に南館を建設し(R1)、機能を移転 |
| 楽田出張所 消防団第五分団車庫 楽田ふれあいセンター | 施設の老朽化等のため、楽田出張所及び消防団第五分団車庫を楽田ふれあいセンターに移転(R5) 旧楽田出張所建物解体(R5) |
| 母子生活支援施設 (キルシェハイム) | 民間譲渡(R2.4) |
| 養護老人ホーム | 養護老人ホーム民間移行により閉館(H31.3)、福祉活動センターに用途変更(R1.10) |
| 犬山西公民館 | 施設老朽化や犬山西地区における公共施設の再配置に伴い閉館(R3.3)、建物解体(R4) |
| 分庁舎 | 消防署北出張所の移転や施設全体の老朽化に伴い閉館(R3.3)、建物解体(R4-R5) |

■土地(平成 28 年度以降)

不用となった市有財産(土地・建物)は積極的に売却し、売却益は令和 27 年度に創設した「犬山市公共施設等管理基金」に積み立て、公共施設マネジメントの財源としています。

【売却実績】

| 年度 | 物件 | 売却益 |
|----------|--|---------------|
| 平成 28 年度 | 犬山市大字羽黒字高見 29 番 1(土地) | 6,732,000 円 |
| | 犬山市大字羽黒字高見 29 番 10(土地) | 13,889,300 円 |
| 平成 29 年度 | 犬山市大字犬山字妙覚 24 番 1(土地) | 14,061,000 円 |
| | 犬山市大字犬山字上り屋 6 番 8(土地) | 52,200,000 円 |
| 平成 30 年度 | 犬山市大字羽黒字下堂前 17 番 2(土地:と畜場跡地) | 200,500,000 円 |
| 令和元年度 | 犬山市大字犬山字寺下 312 番(土地) | 8,101,223 円 |
| 令和 2 年度 | 犬山市上坂町四丁目 67 番(土地) | 9,860,000 円 |
| 令和 3 年度 | 犬山市天神町四丁目 79 番 7(土地:天神污水处理場跡地の一部) | 21,238,888 円 |
| 令和 4 年度 | 犬山市天神町四丁目 79 番 5(土地:天神污水处理場跡地の一部) | 19,051,000 円 |
| | 犬山市上坂町三丁目 111 番、112 番(土地:西公民館跡地) | 76,000,000 円 |
| 令和 5 年度 | 犬山市大字羽黒字小豆田 9 番 6 (土地:日の出団地污水处理場跡地の一部) | 11,759,000 円 |
| | 犬山市大字羽黒字桜海道 53 番 1、58 番 3、59 番 1、60 番 2 (土地:小弓ヶ丘市営住宅跡地) | 35,000,000 円 |
| | 犬山市大字犬山字東古券 334 番 1(土地:分庁舎跡地) | 160,300,625 円 |
| 令和 6 年度 | 犬山市天神町四丁目 79 番 1(土地:天神污水处理場跡地の一部) | 17,012,024 円 |

【基金を充当して実施したマネジメント実績】

| 年度 | 物件 | 充当金額 |
|----------|-------------------------------------|---------------|
| 平成 28 年度 | 旧体育館解体工事 | 62,618,400 円 |
| 平成 29 年度 | 消防署北出張所建築工事 | 87,686,000 円 |
| 平成 30 年度 | 国際観光センター改修基本設計及び実施設計 | 5,454,000 円 |
| 令和元年度 | 国際観光センター改修工事 | 59,725,000 円 |
| 令和 2 年度 | 旧福祉会館解体工事、旧天神污水处理場解体工事、犬山西公民館解体設計 | 193,639,000 円 |
| 令和 3 年度 | 旧福祉会館解体工事、旧分庁舎解体設計・工事、犬山西公民館測量調査委託料 | 23,972,064 円 |
| 令和 4 年度 | 旧分庁舎解体工事、犬山西公民館解体工事・工事監理委託料 | 20,853,369 円 |

| 年度 | 物件 | 充当金額 |
|-------|---|---------------|
| 令和5年度 | 旧楽田出張所解体工事 旧楽田出張所解体工事監理業務委託 旧市民プール解体工事 旧市民プール解体工事監理業務委託 | 179,733,400 円 |
| 令和6年度 | 羽黒ふれあいセンター改修工事实施設設計業務委託 旧楽田出張所測量・嘱託登記業務委託 旧楽田出張所不動産鑑定評価業務委託 旧楽田出張所跡地水路整備事業 橋爪・五郎丸子ども未来園解体工事設計業務委託 | 20,223,629 円 |

7. 公共施設等総合管理計画用チェックリスト

| 番号 | 項目 | 確認欄 | | 該当箇所 | 必須項目※ |
|----|---|-------|--------|-------------|-------|
| | | 公共建築物 | インフラ施設 | | |
| 1 | 公共施設等全体を対象として計画を策定している | ○ | ○ | 第1章 2(1) | ● |
| 2 | 計画期間が10年以上となっている | ○ | ○ | 第1章 3 | ● |
| 3 | 総人口や年代別人口についての今後の見通しについて記載がある | ○ | ○ | 第2章 1(1) | ● |
| 4 | 全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策について記載がある | ○ | ○ | 第3章 5(1) | ● |
| 5 | 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な考え方について記載がある | ○ | ○ | 第3章 1～3 | ● |
| 6 | 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に関わる中長期的な経費の見込みについて記載がある | ○ | ○ | 第2章 1(2) | — |
| 7 | 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源の見込み等について記載がある | ○ | ○ | 第2章 1(2) | — |
| 8 | 公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化などについて数値目標が設定されてある | ○ | — | 第3章 6(1)(2) | — |
| 9 | フォローアップの方針について記載がある | ○ | ○ | 第3章 7 | — |
| 10 | 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針について記載がある | ○ | ○ | 第3章 6(1)(2) | — |
| 11 | 行政サービス水準等の検討について記載がある | ○ | ○ | 第3章 2(1)(2) | — |
| 12 | 議会への報告を行った上で策定している | ○ | ○ | — | — |
| 13 | 住民と情報共有を行った上で策定している | ○ | ○ | — | — |
| 14 | PPP/PFIの活用について検討がされている | ○ | ○ | 第3章 2(2) | — |
| 15 | 隣接する市区町村との連携など広域的視野を持った検討がされている | ○ | ○ | 第3章 2(3) | — |
| 16 | 点検・診断等の実施方針について記載がある | ○ | ○ | 第3章 6(1)(2) | — |
| 17 | 維持管理・修繕・更新等の実施方針について記載がある | ○ | ○ | 第3章 6(1)(2) | — |
| 18 | 安全確保の実施方針について記載がある | ○ | — | 第3章 6(1) | — |
| 19 | 耐震化の実施方針について記載がある | ○ | — | 第3章 6(1) | — |
| 20 | 長寿命化の実施方針について記載がある | ○ | ○ | 第3章 6(1)(2) | — |
| 21 | ユニバーサルデザイン化の推進方針について記載がある | ○ | ○ | 第3章 6(3) | — |
| 22 | 統合や廃止の推進方針について記載がある | ○ | — | 第3章 6(1) | — |
| 23 | 総合かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針について記載がある | ○ | ○ | 第3章 5(1) | — |

※ 「公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する計画の提出について(令和3年4月総務省自治財政局財務調査課照会文書)」における「公共施設等総合管理計画確認リスト」に示されている必須項目。公共施設マネジメント事業(除却・統合など)において、財政措置(市債、交付税など)を受ける場合に国や県などの上位機関が適債性等を判断するために記載が必要な項目。